

第3期

松山市子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月

松山市

目次

第1章 計画の概要	1
1. 計画の位置づけ	1
2. 計画の期間.....	2
3. 計画の策定方法	2
第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況.....	5
1. 人口等の見通し	5
2. こども・若者や子育て家庭をめぐる状況.....	9
3. こども・若者の意識の現状	19
4. これまでの取組の振り返り	21
5. 本市のこども・若者や子育て家庭を取り巻く課題	22
第3章 施策の展開	25
1. 施策体系	25
2. 事業一覧.....	26
第4章 個別計画記載事項.....	45
教育・保育の量の見込みと確保の内容等	45
第5章 計画の推進	81
1. 市民及び関係団体等との連携等.....	81
2. 計画の進捗状況の管理・評価.....	82

※「第3期松山市子ども・子育て支援事業計画」は、松山市こども計画に包含・一体的であるため、当該計画は、松山市こども計画内の該当する部分を抜粋して構成したものです。

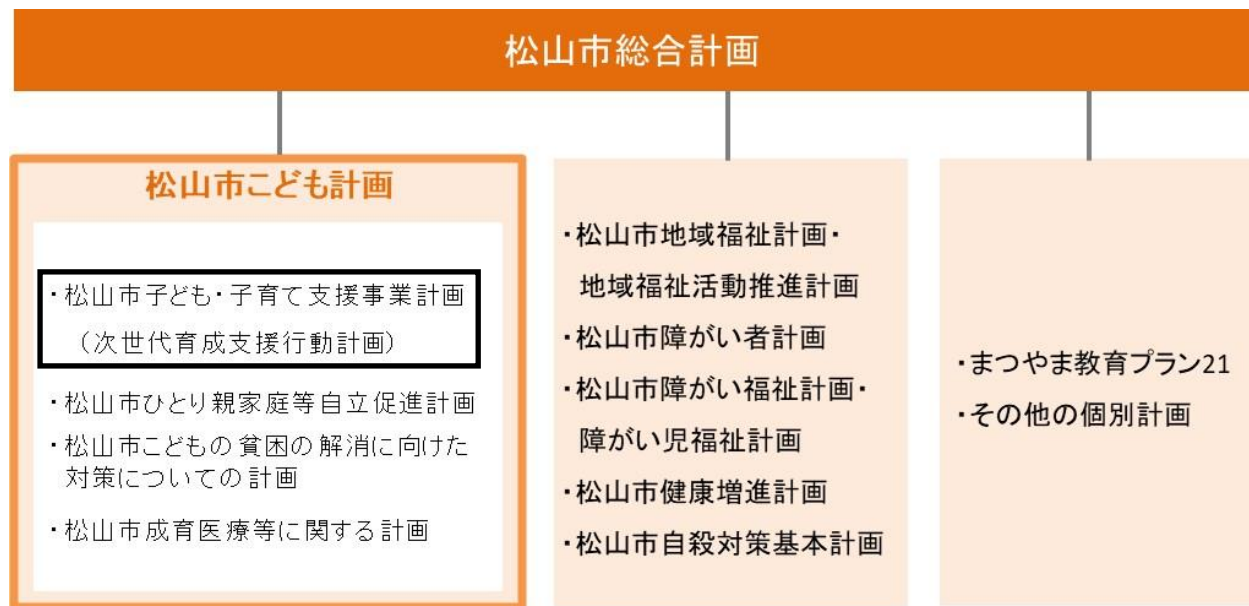
第1章 計画の概要

1. 計画の位置づけ

「松山市子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、すべてのこどもたちと子育て家庭を対象に、本市が進める子ども・子育て支援事業の目標や方向性を示した「市町村子ども・子育て支援事業計画」として位置付けます。第1期計画(平成27年度～令和元年度)及び第2期計画(令和2年度～令和6年度)の下での取組を継続し、地域社会での協働の下、幼児期の学校教育、児童福祉、母子保健及びその他子育て支援での環境整備など、次世代育成に関わる施策を推進します。

なお、第1期計画、第2期計画を継承し、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」としても位置付けます。

【本市の計画との関係】



2. 計画の期間

本計画の計画期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とします。


年度	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R9 (2027)	R10 (2028)	R11 (2029)
松山市子ども・子育て支援事業計画	令和2年度～令和6年度 (5年間)		松山市子ども計画 令和7年度～令和11年度 (5年間)				
松山市ひとり親家庭等自立促進計画	令和3年度～令和7年度 (5年間) ※1年前倒し						
松山市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画							
松山市成育医療等に関する計画	未策定						

3. 計画の策定方法

(1) アンケート調査

本計画の策定にあたり、基礎資料とするため、以下のアンケート調査を実施しました。


① 子ども・子育て支援に関するアンケート調査

対象	(1)市内在住の小学校就学前の児童(0歳～5歳)のいる計3,000世帯 (2)市内在住の小学1年生～4年生(6歳～10歳)のいる計3,000世帯	
調査方法	郵送配布、郵送または Web 回答	
実施時期	令和5年10月～11月	
有効回答数・回収率	(1)小学校就学前児童世帯	1,552件(回収率:51.7%)
	(2)小学生児童世帯	1,589件(回収率:53.0%)
調査結果報告	令和5年度子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果の詳細は こちら	




(2) 「松山市こども計画」策定に向けたワークショップ等での意見募集

こども・若者の意見を計画に反映するため、以下のワークショップ及び意見募集を行いました。


① 若者ワークショップ

対象	市内在住の大学生～30歳代まで	
開催日時・場所	令和6年7月15日(月)14時～16時(松山市保健所6階 中会議室)	
参加者数	20名	
テーマ	こどもまんなか社会の実現に向けて、若者自らが行動できることへの提言	
実施報告	「松山市こども計画」策定に向けた若者ワークショップの実施報告の詳細は こちら	

② こどもワークショップ


対象	市内在住の小学5年生～高校3年生	
開催日時・場所	<p>【第1回】 令和6年7月28日(日) 14時～16時 (松山市保健所6階 中会議室)</p> <p>【第2回】 令和6年8月25日(日) 14時～16時 (松山市保健所6階 中会議室)</p> <p>【第3回】 令和6年12月21日(土) 14時～16時30分 (松山市保健所6階 大会議室)</p>	
参加者数	【第1回】 16名 【第2回】 12名 【第3回】 13名	
テーマ	<p>【第1回】 こどもの権利</p> <p>【第2回】 自分にとっての理想の居心地</p> <p>【第3回】 「松山市こども計画」で大事と思うこと、松山市に求めること こども版こども計画の作成</p>	
実施報告	「松山市こども計画」策定に向けたこどもワークショップ	
	第1回の詳細は こちら	
	第2回の詳細は こちら	
	第3回の詳細は こちら	

③ 児童館での意見募集

対象	市が所管する8か所の児童館を利用することも
募集期間	令和6年8月30日(金)～9月5日(木)
実施方法	各児童館に模造紙と付箋を設置し、テーマに関する意見を募集
テーマ	① 児童館で何をして、一番遊んでる？ ② 児童館以外に、どんな遊び場が欲しい？
回答総数	① 延べ473件 ② 延べ559件
実施報告	児童館での意見募集の詳細は こちら 

(3) パブリックコメント

計画案について、広く意見募集を行いました。

対象	市内在住の方、市内の学校に在学している方、市内にある事務所・事業所に勤務している方、市内に事務所・事業所を有している方や法人等
募集期間	令和6年12月2日(月)～令和7年1月9日(木)
回答総数	62件(24人、1法人)
実施報告	パブリックコメントの詳細は こちら 

第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況

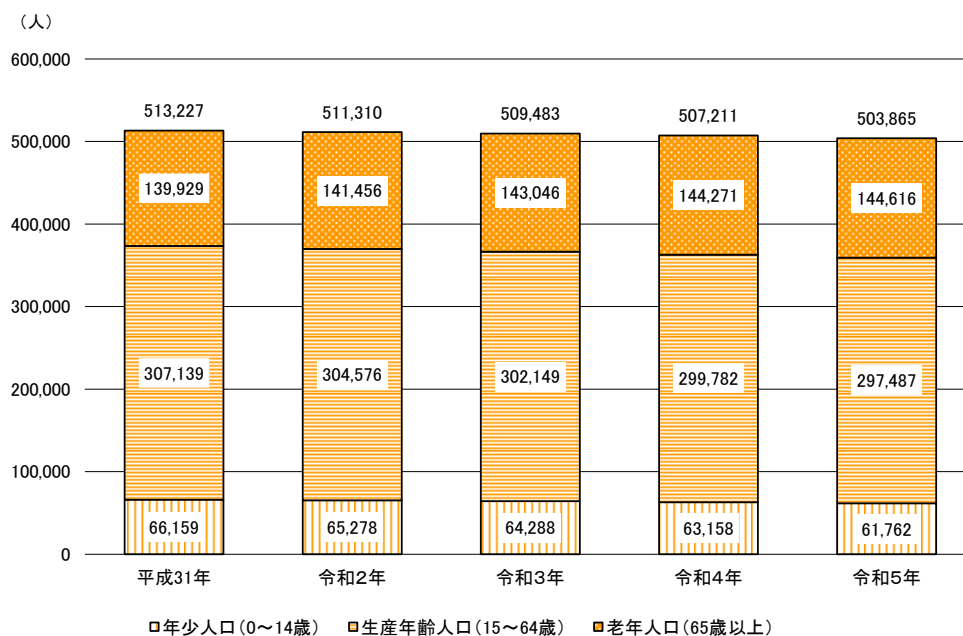
1. 人口等の見通し

① 人口の推移

本市の総人口の推移は、年々減少幅が大きくなっており、令和5年には平成31年から9,362人減少し、503,865人となっています。

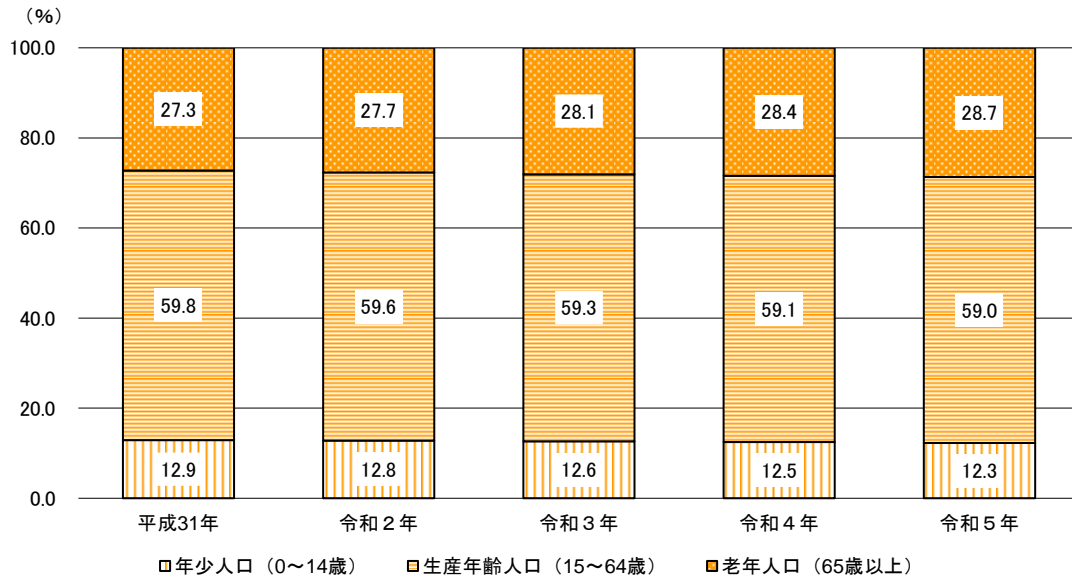
年齢3区分別人口についてみると、生産年齢人口(15～64歳)と年少人口(0～14歳)は減少を続けている一方、老年人口(65歳以上)は増加し続け、令和5年の高齢化率は28.7%となっています。

図表 1 年齢3区分別人口の推移



資料:住民基本台帳(各年4月1日)

図表 2 年齢3区分別人口割合の推移

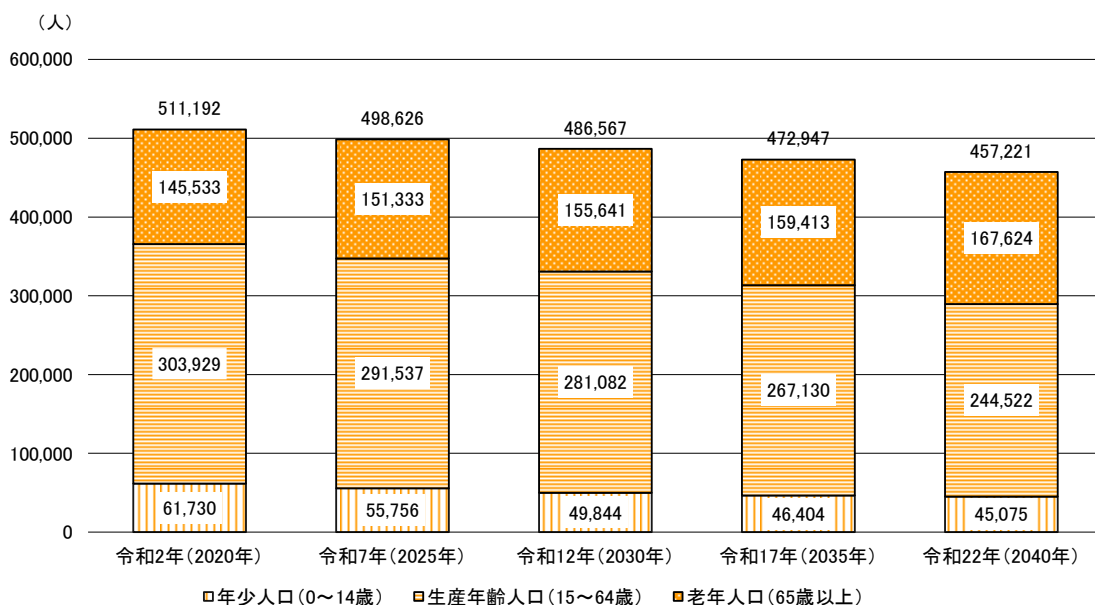


資料:住民基本台帳(各年4月1日)

② 将来推計人口

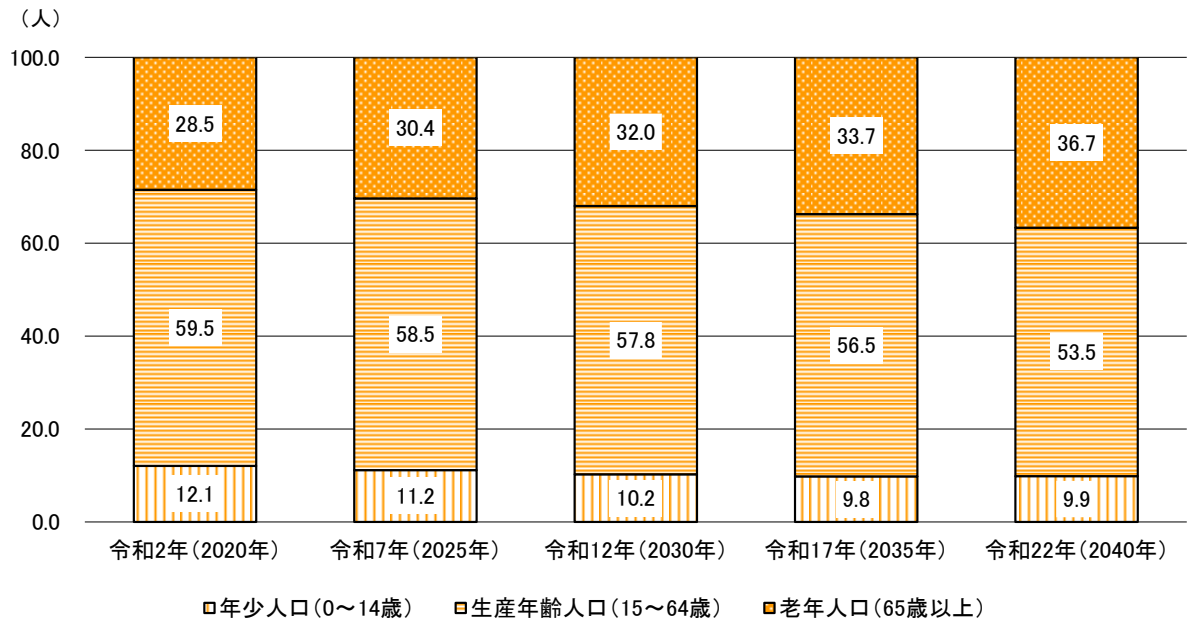
国立社会保障・人口問題研究所が公表した本市の将来推計人口は、総人口は減少を続け、令和22年(2040年)には令和2年(2020年)から 53,971 人減少して 457,221 人になる見込みです。年齢3区分別人口では、年少人口と生産年齢人口は減少し続ける一方、老年人口は増加し続け、令和7年(2025年)には30%を超え、令和22年(2040年)には36.7%になる見込みとなっています。

図表 3 推計人口と年齢3区分別人口の推移



資料:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(2023年推計)

図表 4 年齢3区分別推計人口割合の推移



資料:国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(2023年推計)

③ 推計児童人口

これまでの状況から、本市の11歳以下の推計児童人口は、令和11年(2029年)には39,080人になると推計されます。

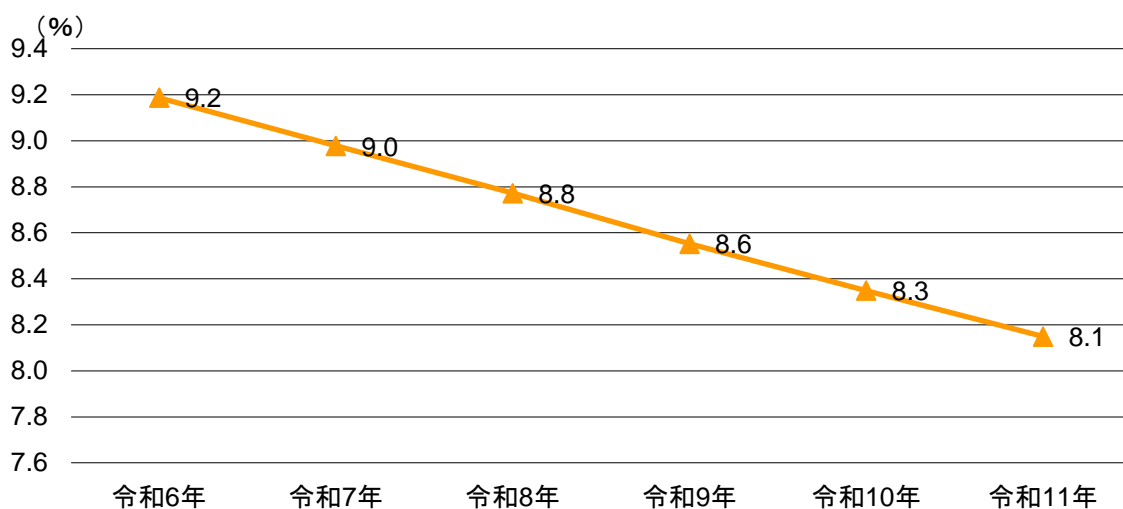
図表 5 推計児童人口の推移

単位:人

区分	現状	推計				
	令和6年	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
児童人口(0~11歳)	45,743	44,398	43,070	41,675	40,364	39,080
(総人口比)	9.2%	9.0%	8.8%	8.6%	8.3%	8.1%
0歳	2,899	3,040	2,981	2,931	2,876	2,831
1歳	3,224	2,953	3,096	3,036	2,986	2,930
2歳	3,338	3,201	2,931	3,072	3,012	2,963
3歳	3,377	3,330	3,193	2,923	3,064	3,004
4歳	3,535	3,381	3,334	3,197	2,927	3,068
5歳	3,836	3,542	3,388	3,340	3,202	2,932
0~5歳	20,209	19,447	18,923	18,499	18,067	17,728
6歳	3,994	3,848	3,552	3,398	3,350	3,211
7歳	4,154	3,990	3,844	3,550	3,396	3,348
8歳	4,225	4,151	3,987	3,842	3,549	3,394
9歳	4,371	4,232	4,157	3,993	3,848	3,554
10歳	4,354	4,371	4,232	4,157	3,993	3,848
11歳	4,436	4,359	4,375	4,236	4,161	3,997
6~11歳	25,534	24,951	24,147	23,176	22,297	21,352

資料:令和2年~令和6年までの住民基本台帳(各年4月時点)を基にしてコーホート法で推計

図表 6 総人口に占める児童人口割合の推移

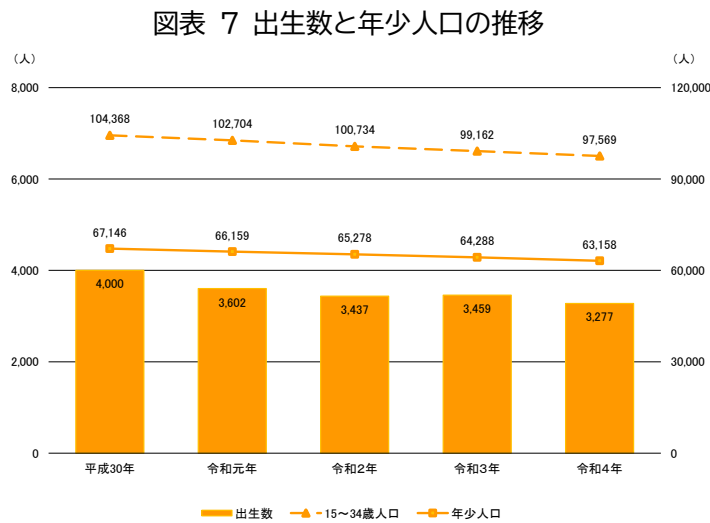


2. こども・若者や子育て家庭をめぐる状況

(1) こどもをめぐる状況

① 出生数

本市の出生数は、令和3年にわずかに増加したものの、令和4年には182人減少し3,277人となっています。また、14歳以下の年少人口は年々減少幅が大きくなる傾向にあり、令和4年には平成30年から3,988人減少し、63,158人となっています。

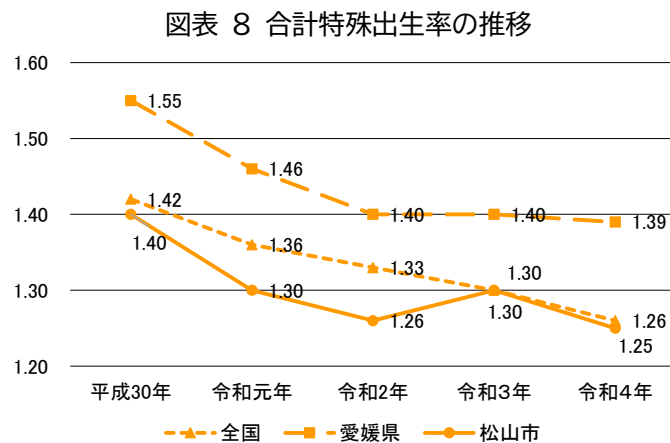


資料:【出生数】松山市文書法制課 人口動態

【年少人口・15~34歳人口】住民基本台帳(各年1月1日)

② 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、平成30年以降は2年連続で減少し、令和3年には1.30と上昇しましたが、令和4年には、1.25と再び減少しました。



資料:人口動態統計

③ 女性の就業率（国-県-本市比較 令和2年）

全国及び愛媛県と本市の女性就業率を比較すると、すべての年代で全国平均を下回っており、愛媛県と比較しても「15～19歳」を除いて下回っています。

図表 9 女性の就業率(国-県-本市比較 令和2年)

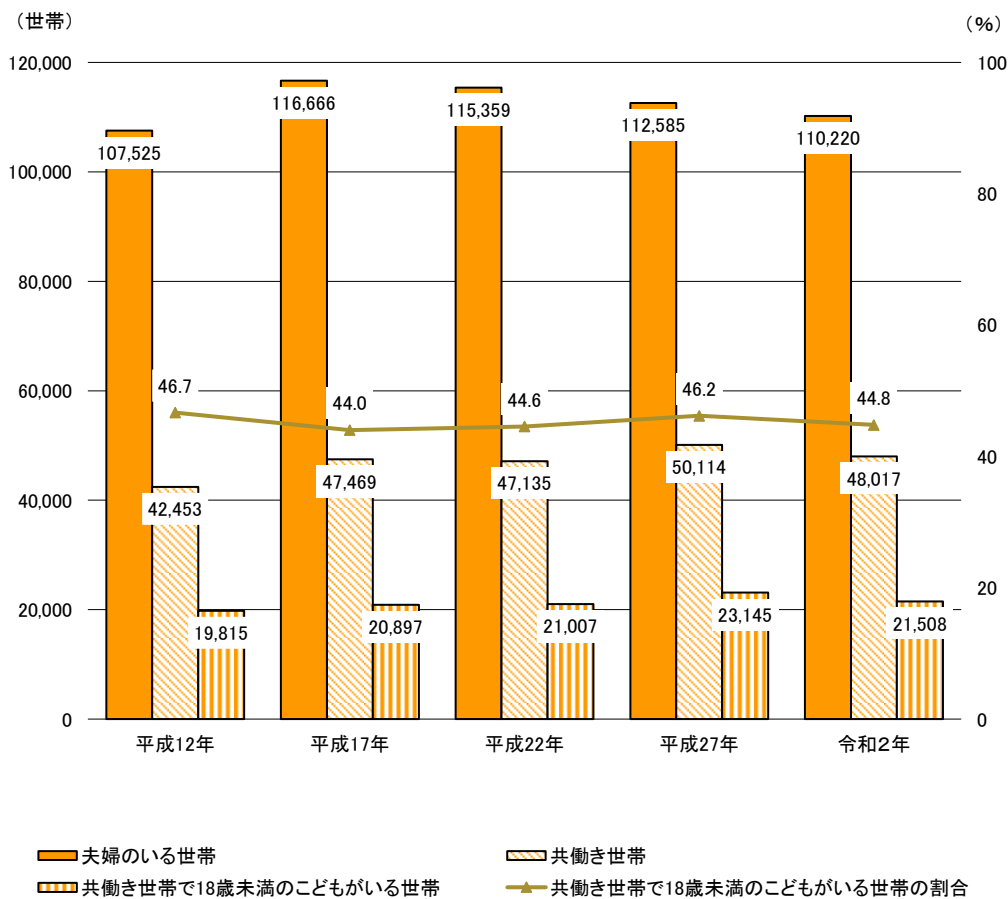
	全国	愛媛県	松山市	全国との差	愛媛県との差
15～19歳	14.2%	11.7%	13.5%	-0.7%	1.8%
20～24歳	59.7%	64.3%	58.9%	-0.8%	-5.4%
25～29歳	68.9%	71.7%	67.6%	-1.3%	-4.1%
30～34歳	64.5%	67.1%	61.4%	-3.1%	-5.7%
35～39歳	64.9%	68.6%	61.4%	-3.5%	-7.2%
40～44歳	68.5%	72.5%	65.9%	-2.6%	-6.6%
45～49歳	70.6%	73.9%	67.2%	-3.4%	-6.7%
50～54歳	70.2%	73.5%	67.8%	-2.4%	-5.7%
55～59歳	68.0%	70.0%	64.8%	-3.2%	-5.2%
60～64歳	57.3%	58.1%	53.9%	-3.4%	-4.2%
65～69歳	38.5%	38.8%	35.1%	-3.4%	-3.7%
70～74歳	24.8%	25.4%	22.1%	-2.7%	-3.3%
75～79歳	13.3%	14.4%	12.3%	-1.0%	-2.1%
80～84歳	7.0%	7.9%	6.5%	-0.5%	-1.4%
85歳以上	2.6%	2.6%	2.5%	-0.1%	-0.1%

資料：国勢調査

④ 共働き世帯の推移

共働き世帯に占める18歳未満の子どもがいる世帯の割合は横ばいで推移しており、令和2年は44.8%となっています。

図表 10 共働き世帯の推移



資料:国勢調査

⑤ 保育所等利用待機児童の状況

本市の令和6年「保育所等利用待機児童数」は、令和4年から3年連続で0人となっています。

図表 11 保育所等利用待機児童数の推移

単位:人

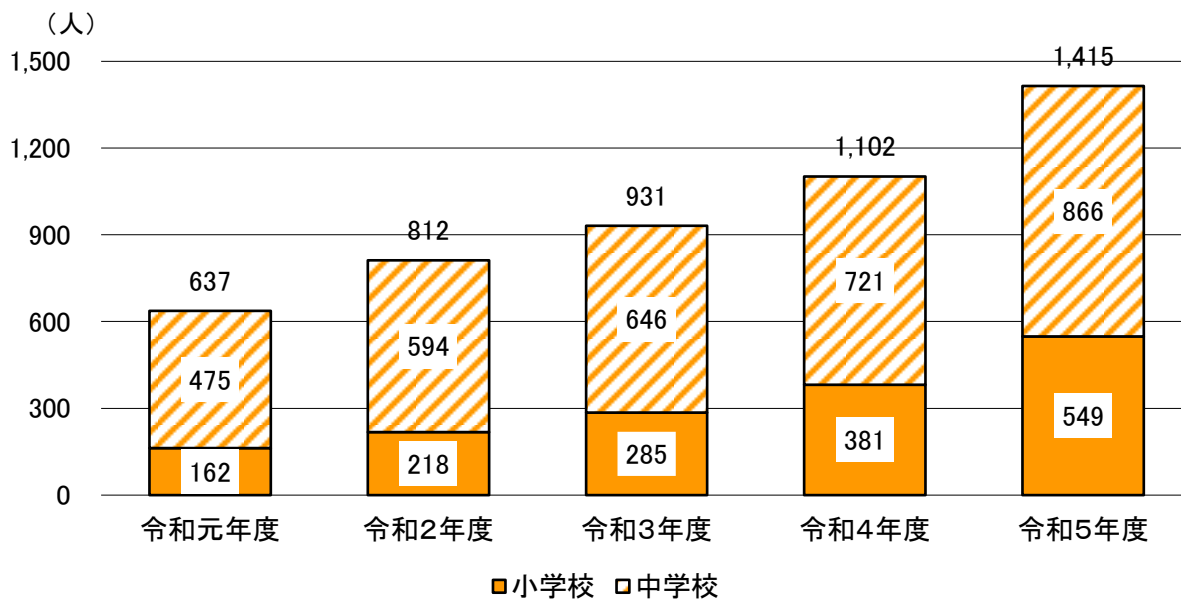
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
待機児童数	42	25	0	0	0
(対前年度)	9	▲ 17	▲ 25	0	0

資料:松山市保育・幼稚園課(各年4月1日現在)

⑥ 不登校児童・生徒数

本市の小中学校の不登校児童・生徒数は増加傾向にあり、令和5年度は1,415人と、令和元年度の637人から2倍以上となっています。

図表 12 小中学校の不登校児童・生徒数(松山市)

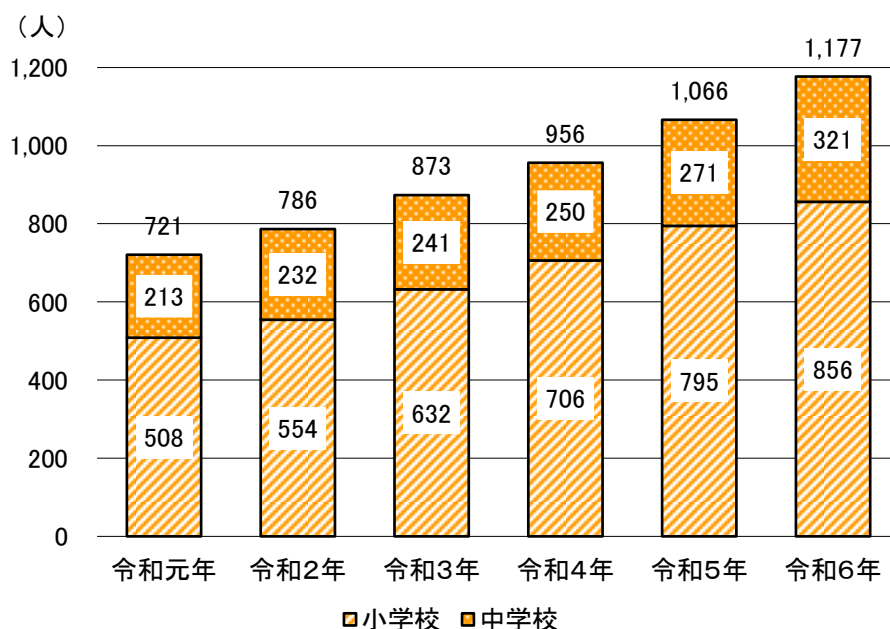


資料:松山市学校教育課

⑦ 特別支援学級児童・生徒数

本市の小中学校の特別支援学級に在籍する児童・生徒数は増加傾向にあり、令和6年は小学校で856人、中学校で321人となっています。

図表 13 特別支援学級に在籍する児童・生徒数



資料:松山市学校教育課

⑧ 要保護児童、要支援児童、特定妊婦

本市の要保護児童、要支援児童の数は増加傾向にあり、令和5年度は要保護児童が1,897人、要支援児童が1,373人となっています。

また、特定妊婦の数は横ばいで推移しており、令和5年度は180人となっています。

図表 14 要保護児童、要支援児童、特定妊婦の推移

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
要保護児童	1,132	1,173	1,366	1,642	1,897
要支援児童	1,201	1,261	1,296	1,361	1,373
特定妊婦	216	217	228	200	180
合計	2,549	2,651	2,890	3,203	3,450

資料:松山市こども相談課

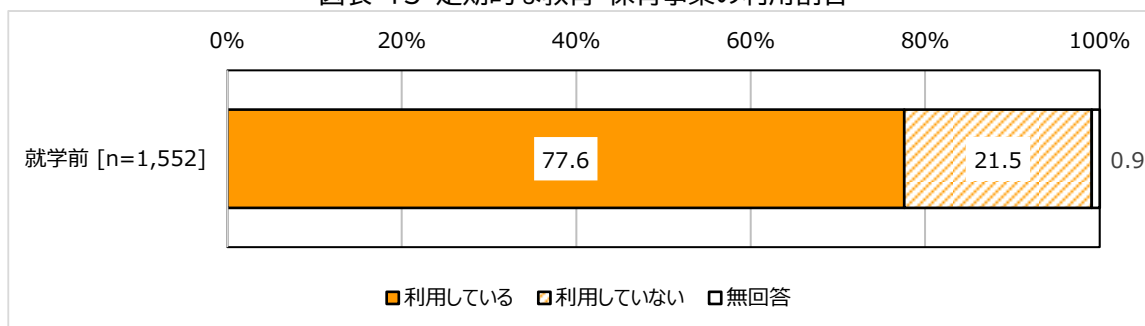
(2) 子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果

令和5年に実施した、子ども・子育て支援に関するアンケート調査結果から、主な特徴は以下のとおりです。

① 定期的な教育・保育事業の利用割合

定期的な教育・保育事業の利用割合は7割以上で、こどもの年齢が0～1歳では「保育所」や「認定こども園」、3歳以上では「幼稚園」の割合が高くなっています。

図表 15 定期的な教育・保育事業の利用割合



図表 16 定期的な教育・保育事業の利用割合(年齢別)

(単位: %)

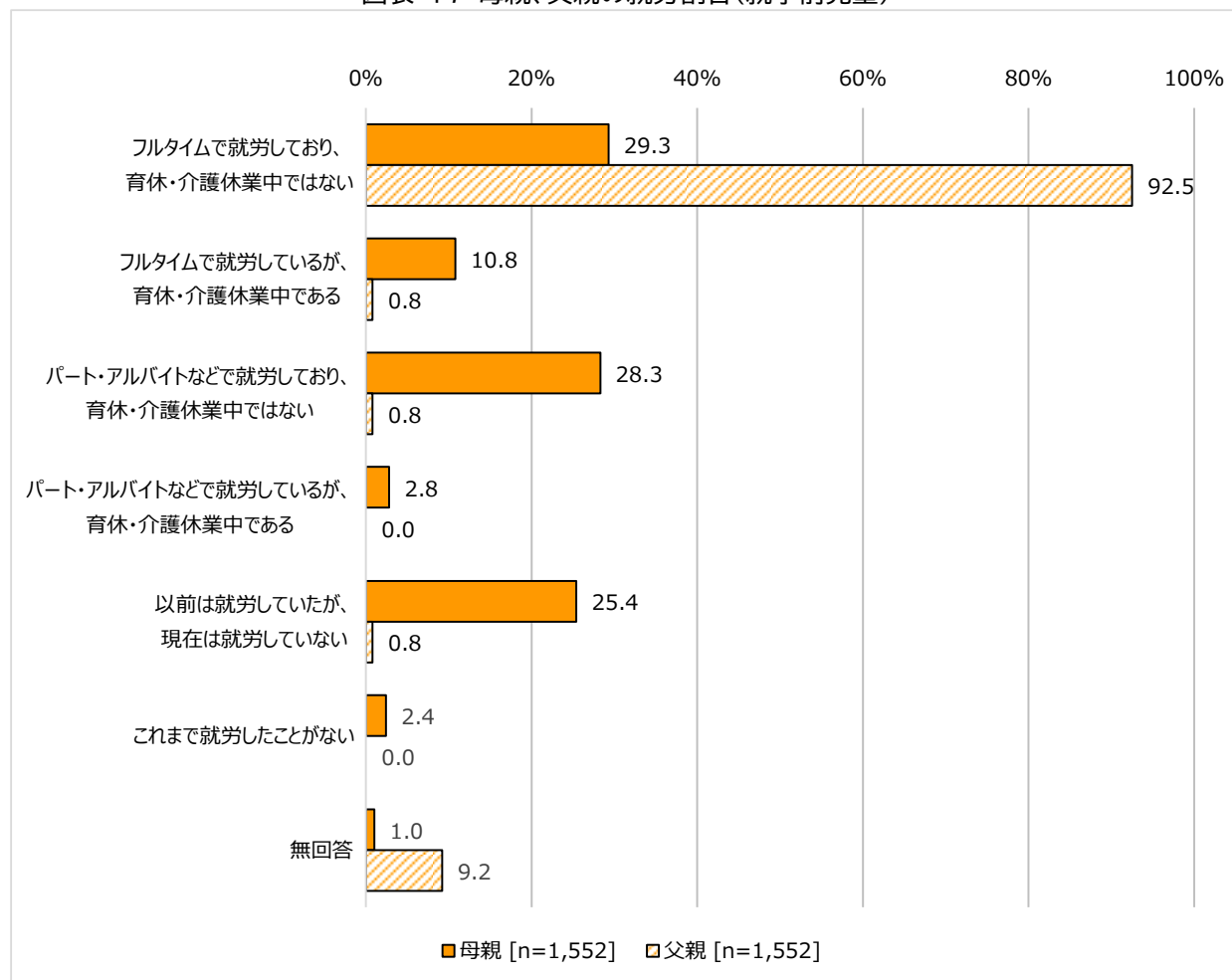
	全体 (人)	幼稚園	幼稚園 の預かり 保育	保育所	認定こ ども園	地域型 保育事 業	企業主 導型保 育事業	障がい 児支援 施設	認可外 保育施 設	ベビー シッター	ファミ リー・サ ポート・ センター	その他	無回答	
全体	1,204	30.6	11.2	23.9	33.0	2.5	6.6	2.5	1.2	0.0	0.2	1.2	0.0	
対象の 年齢 の子ども	0歳	96	7.3	2.1	35.4	30.2	10.4	14.6	0.0	2.1	0.0	0.0	2.1	0.0
	1歳	161	2.5	1.9	34.8	32.3	7.5	18.0	1.9	1.2	0.0	0.0	2.5	0.0
	2歳	208	19.7	5.3	31.3	31.7	3.8	8.7	3.4	1.4	0.0	0.5	1.9	0.0
	3歳	227	44.1	11.9	20.3	31.3	0.0	2.2	3.1	1.3	0.0	0.4	0.4	0.0
	4歳	242	42.6	19.0	16.9	33.5	0.0	4.1	2.9	1.2	0.0	0.0	0.8	0.0
	5歳	263	43.0	16.7	16.7	36.1	0.0	1.1	2.3	0.8	0.0	0.0	0.4	0.0

※「全体」は年齢が「無回答」の回答も含むため、0～5歳の回答者数の合計値と同じ値にならない。

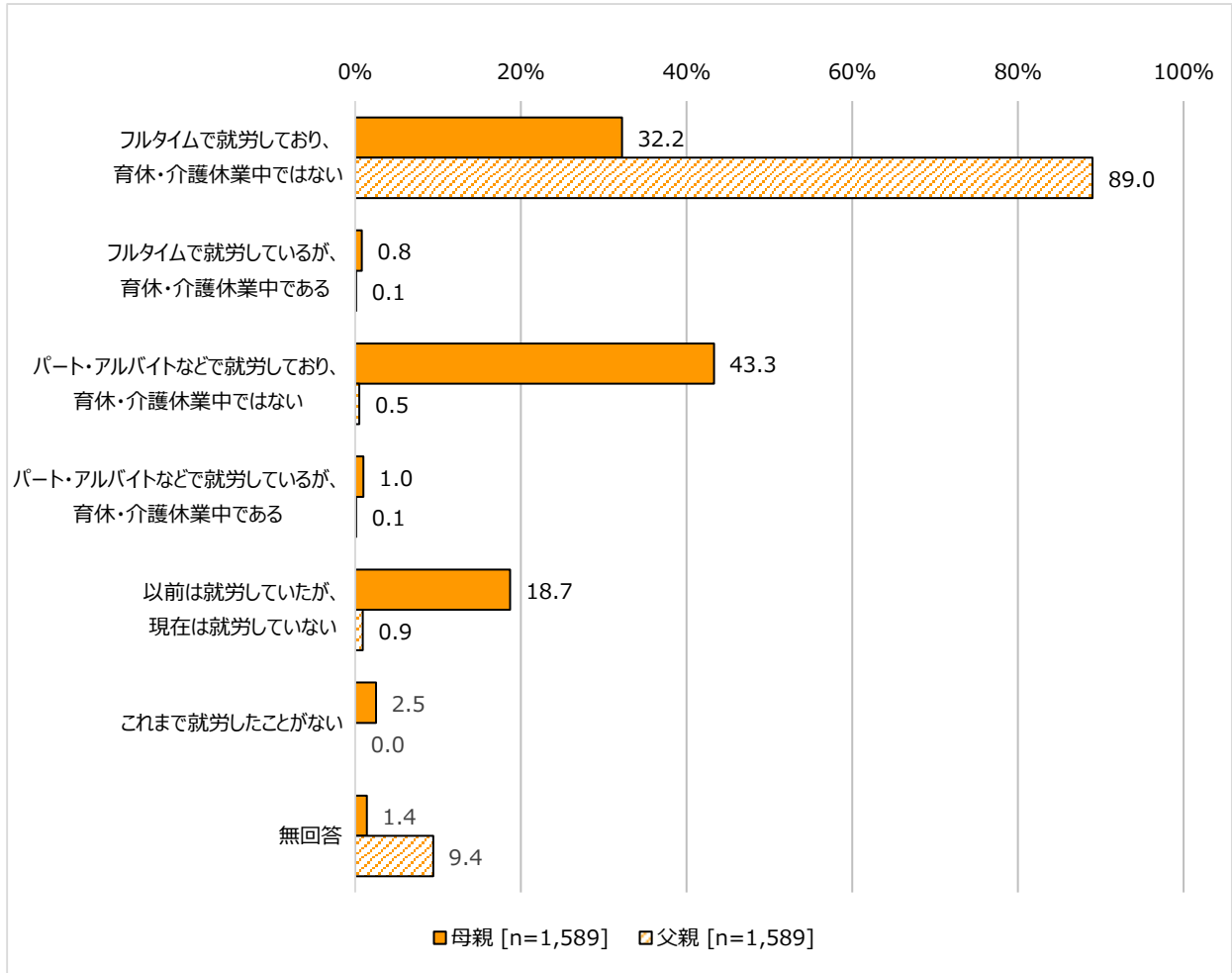
② 母親、父親の就労割合

母親、父親の就労割合は、就学前児童の母親が71.2%(フルタイムは40.1%)、父親が94.1%(フルタイムは93.3%)で、小学生の母親が77.3%(フルタイムは33.0%)、父親が89.7%(フルタイムは89.1%)でした。母親の就労割合が就学前児童より小学生で高くなる一方で、父親の就労割合は低くなっています。

図表 17 母親、父親の就労割合(就学前児童)



図表 18 母親、父親の就労割合(小学生)

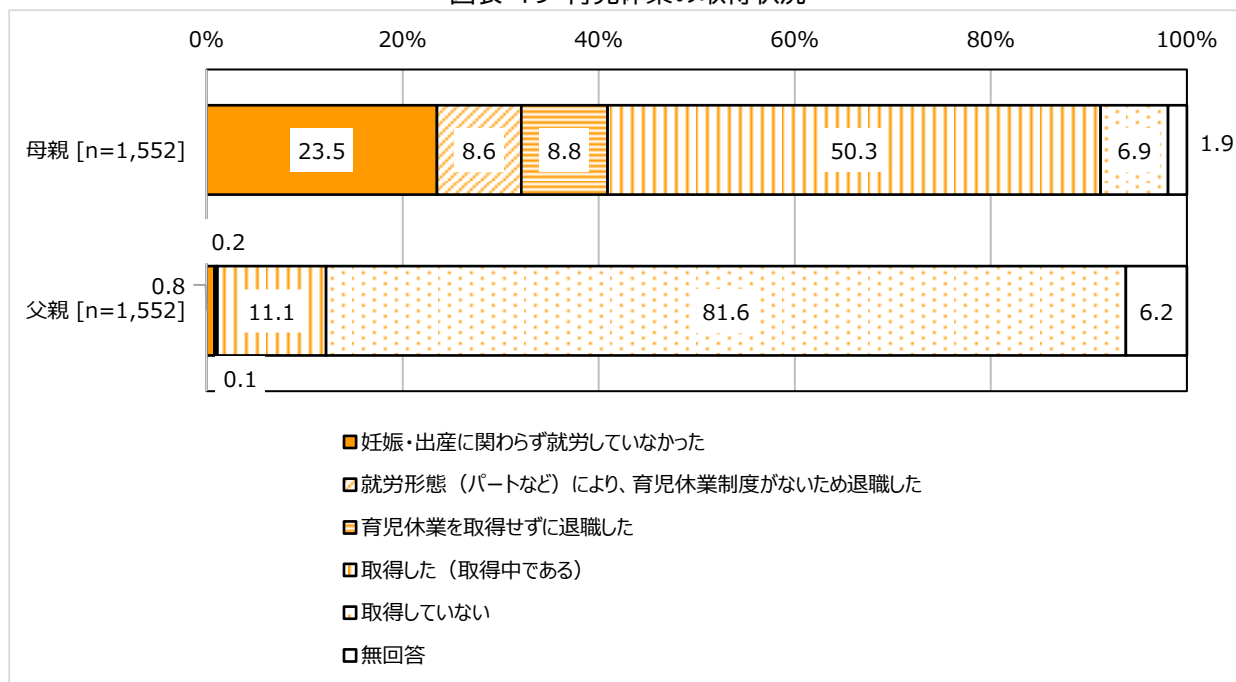


③ 育児休業の取得状況

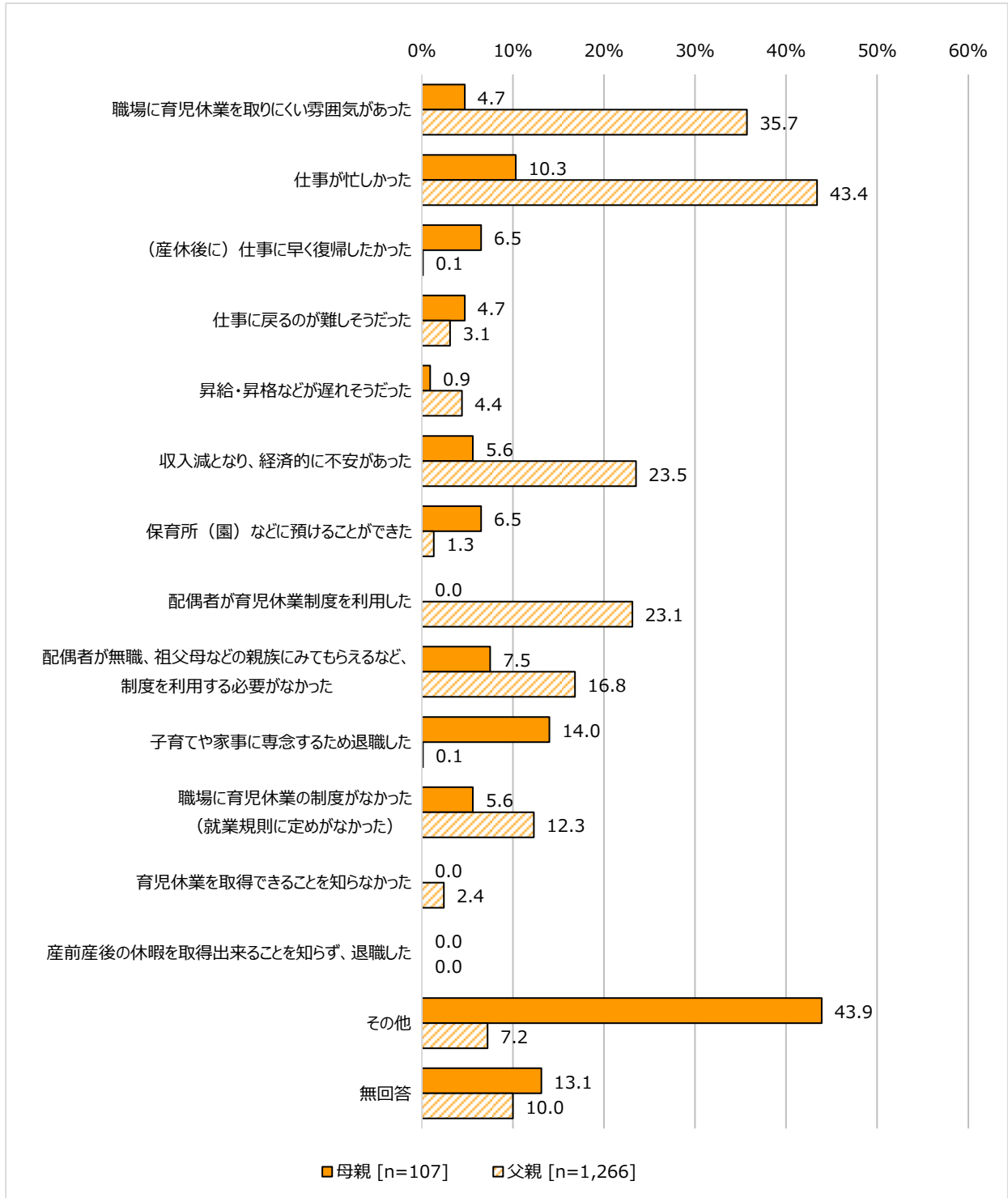
育児休業の取得状況(取得した(取得中である))は、母親が50.3%、父親は11.1%でした。

育児休業を取得していない理由は、母親は、「その他」が43.9%で最も多く、次いで「子育てや家事に専念するため退職した」(14.0%)が多く、父親は、「仕事が忙しかった」(43.4%)、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」(35.7%)が多くなっています。

図表 19 育児休業の取得状況



図表 20 育児休業を取得していない理由



3. こども・若者の意識の現状

こども・若者ワークショップ結果

① 若者ワークショップ

○ワーク内容

大学生～社会人(18歳～30歳代)の若者20人が4つのグループに分かれ、各グループに割り振られたテーマで、関心のある課題、問題を設定し、その背景を分析しながら、課題の解決策と、自分自身が解決に向けてできること(マイアクション)を検討しました。

○ワークショップ結果

グループテーマ	主な課題	主な解決策
就職・キャリア	社会との接点が少なく、将来やりたいことが決められないまま就活が始まってしまう	・エントリーシートの作成講座を開催する ・学生と企業、団体をつなぐプラットフォームの設立 ・専門性の高くない中高生のうちから社会と関わる場を醸成 ・自分で早くから就職に向けて動き出す ・自分で自営業、兼業など、業態に関わらず様々な働き方を知る
教育 ・学びなおし	学校の先生が多忙、スキル向上が必要、予算が足りない	・教師で対応できないことは専門性のある地域人材が学校と結びつき対応する ・企業と学校との協働プロジェクトの実施 ・中高生の職場体験を深掘したインターンの実施
ライフデザイン ・子育て	子育てに伴う、「時間」、「人とのつながり」、「お金」の問題	・「子育て早退」や「在宅勤務」を可能にする ・地域の中で見守り隊を発足し、皆でこどもを見守る ・出産、育児への助成を増やす ・大学生が協力し、こどもと地域の高齢者とのふれあいの場を企画し、夏休みなどの長期休暇に地域内で大学生や高齢者がこどもを見守る時間を作る ・「井戸端スペース」として保護者同士で気楽に話せる場を設ける
SNSに 関すること	依存性、匿名性などの SNS 利用における危険性	・SNS 利用を制限するルール作り ・学校での教育を拡充する ・SNS から離れるため、対面でコミュニケーションを取ることができる場を増やす(こども食堂など)

○参加者の声

- ・自分では思いつかないような意見が聴けてすごく参考になった。
- ・大学生のみなさんとお話できるいい機会でもあり、市の取組も知ることができてよかった。今後もどういう取組があるのか調べてみたいと思った。

② こどもワークショップ

○ワーク内容と主な意見

<p>第1回</p>	<p>【ワーク】 こどもの権利について</p> <p>○子どもの権利条約(1条から40条)をみて、こどもだけにある権利と大人だけにある権利を考える (こどもからの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あてはまるのか、みんなで話し合ったが、判断するのが難しかった。 ・子どもの権利条約に書いてあるこどもの権利は、大人にもあてはまるものが多い。 <p>○身近なツールについて、そのルールは「仕方ない」、「おかしいところがある」ことを、それぞれ考え、グループで自分の考えを話してみよう (こどもからの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身の回りのおかしいと思っていたことに、みんな共感してくれた。 ・自分の周りだけではなく、不満に思っている人がいると分かってよかった。 ・みんなおかしいと思っているなら、改善しないと、住みやすくないと思った。 ・当たり前だったルールを考え直して、他の人の意見を聞くことで新しい発見があった。 ・思っていたことを話し合えてよかった。大人にも知ってもらい、良い市にしてほしい。
<p>第2回</p>	<p>【ワーク】自分にとっての居心地～未来のまつやまを描いてみよう～</p> <p>○自分にとっての理想の居心地を言葉にしてみる (こどもからの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・誰もが利用できる共有スペースがあればいい。大街道みたいな場所を増やしてほしい。 ・普段足を踏み入れない場所に、こどもでも入ることができる場所が欲しい。(例:職場体験) ・松山市の公園の中で、ボール遊びができるところを増やしてほしい。 ・気軽に相談できるところ(人を選べる)。 ・地域で交流して、仲良くなれるイベントをしてほしい。 ・市役所自体を市民にとって、もっと身近な場所にする。
<p>第3回</p>	<p>【ワーク】「松山市こども計画」で大事と思うこと、松山市に求めること</p> <p>○計画で大事と思うこと (こどもからの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今のこどもからの意見を聞いていくことが大事。 <p>○松山市に求めること (こどもからの意見)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・意見を受け入れているという意思表示が欲しい。 ・こどもだけで行ける、安全な場所があるといい。

○参加者の声

- ・もっと自分の気持ちを他の人に知ってもらいたいと思った。
- ・自分だけでなく、他の人も同じような思いをしていたのを知ってよかった。
- ・堅苦しい会だと思っていたが楽しかった。また参加したい。
- ・小中高生がフランクに意見できる場が初めてで、楽しく充実した時をおくれた。

4. これまでの取組の振り返り

第2期計画期間は令和6年度末までであるものの、次期計画策定のタイミング上、令和2年度から令和5年度までの評価(数値)の平均値(小数点以下は四捨五入)を第2期計画の全体評価として取り扱います。

■第2期松山市子ども・子育て支援事業計画 評価結果

【評価基準】

- 5 …計画に比して特に成果の顕著な事業
- 4 …計画を上回る成果の認められる事業
- 3 …計画どおりの成果が得られた事業(定型的な事業が執行された場合を含む)
- 2 …計画を下回る成果しか認められない事業
- 1 …計画に比して特に成果の得られなかった事業
- 0 …計画されていたにもかかわらず、事業自体が未実施

No.	事業名	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	全体評価
1	教育・保育の提供【市内全体】1号	3	3	3	3	3
	教育・保育の提供【市内全体】2号	3	3	3	3	3
	教育・保育の提供【市内全体】3号(0歳)	3	3	4	3	3
	教育・保育の提供【市内全体】3号(1, 2歳)	3	3	3	3	3
2	利用者支援事業	3	3	3	3	3
3	延長保育事業【市内全体】	3	3	3	3	3
4	児童クラブ運営事業(放課後児童健全育成事業)	4	3	3	3	3
5	子育て短期支援事業	3	3	4	4	4
6	乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)	3	3	3	3	3
7	養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業	4	4	4	4	4
8	地域子育て支援拠点事業	3	3	3	4	3
9	一時預かり事業【市内全体】	3	3	3	3	3
10	病児・病後児保育事業	2	3	3	3	3
11	ファミリー・サポート・センター事業	2	2	2	2	2
12	妊婦一般健康診査事業	3	3	3	3	3

各事業の実績や評価など、詳細については市ホームページに掲載しています。

「第2期松山市子ども・子育て支援事業計画支援事業計画」の実績の詳細は[こちら](#)



5. 本市の子ども・若者や子育て家庭を取り巻く課題

(1) こどもの権利保障や子育て支援に関する意識等の状況

- 小学生、中学生、15～17歳、18～39歳では、5～7%程度は相談したり悩みを話せる人がいない、10%程度は相談したくないという状況となっています。その理由として、「誰に相談したらよいか分からない」「秘密が守られるか心配」の合計が約20%～40%となっています。各種相談窓口の認知度は概ね50%を下回っており、悩みを抱えた際に誰かに相談できるよう相談窓口の周知啓発が必要です。また、対面だけでなく、SNSなど、多様な方法による相談体制を確保することも重要です。
- 希望する進路や将来の夢がある人は、小学生では70%を超えていますが、中学生では60%程度と下がっており、すべての子どもが、将来への希望や夢を持てるよう、進路や就職など、将来のことについて知る機会や相談できる機会を充実させる必要があります。
- 「周りの人に自分の意見を聞いてもらえている」と思っている15歳～17歳は90%程度になっています。すべての子どもが、自由に意見を発言できると思えるよう、こどもの権利に関する教育、啓発を進めるとともに、幼少期から周りの大人がこどもの意見に積極的に耳を傾ける環境を作ったり、自分の考えを周りの人に伝えることができるようにサポートしていく必要があります。
- 女性の育児休業取得率が約50%に対し、男性は約11%と低くなっており、その理由として仕事の多忙や職場で育児休業を取りにくい雰囲気があることがあがっています。地域や企業を含む、社会全体で子育てを支援していくための意識醸成が必要となっています。

(2) こどもの健やかな育ちを支える環境等の状況

- アンケート調査やワークショップでの意見で、希望する「居場所」の条件として、「好きなものがあったり、好きなことができる場所」「落ち着いてくつろげる場所」が、小中学生、15～17歳で、いずれでも高くなっており、誰もが安心して、好きなことに取り組めるような居場所の拡充を目指していく必要があります。
- 令和6年4月開設の子ども家庭センターの認知度は、妊婦で50%程度、15歳以上(妊婦を除く)では40%程度となっており、全成育期で認知度を高め、切れ目のない支援につなげる必要があります。
- 本市の保育所等利用待機児童数は令和4年度以降ゼロとなっており、引き続き質、量と

もにニーズに応じた保育サービスの提供に努めることが重要です。

- 本市の放課後児童クラブ数、利用児童数は増加傾向にあり、待機児童についても、コロナ禍を経ても増加し、令和6年5月1日時点で、放課後児童クラブの待機児童数があることから、こどもの居場所づくり、また保護者の仕事と子育ての両立の観点から、受け入れ体制の拡充が必要です。
- 「プレコンセプションケア」に対する、15～17歳や妊婦の認知度は4%程度とまだ低く、若い世代からの教育、周知啓発が重要です。朝食の欠食や睡眠不足など、正しい生活習慣が送れていないこども、若者、妊婦が一定数おり、生活習慣の改善やメンタルヘルスケアの支援が必要となっています。

(3) 特別な支援を必要とするこどもの状況

- 小学生以下のこどもがいる家庭で、過去1年間の経験として、家族が必要とする食料品が買えなかった経験のある人の方が、そうでない人よりも、こどもを部活動に参加させることができなかった経験やこどもと旅行することができなかった経験がある割合が高くなっており、こどもの学習機会や体験の有無に差が生まれていることから、家庭の環境に関わらず、こどもが健やかに育つことができるよう、学習や体験の機会を提供していくことが必要です。
- 本市の小中学校の不登校児童・生徒数は増加傾向にあり、令和5年度は1,415人と、4年前の令和元年度の637人から2倍以上となっています。不登校となっている児童・生徒に寄り添ってその理由を丁寧に確認し、適切なサポートや問題の解決に努める必要があります。
- 要保護児童、要支援児童、特定妊婦の数についても増加傾向にあり、虐待の予防、早期発見、早期対応が必要となっています。また、親子関係の形成支援や、伴走型の支援が重要です。
- 小中学校の特別支援学級の児童・生徒数や、障がい福祉サービスの利用児数が増加傾向にあるなど、特別なニーズのあるこどもに対して、特別支援教育や福祉サービスの充実、包摂(インクルージョン)の推進などが重要です。また、母子保健や子育て支援の事業などにより、発達特性に気づいたときから丁寧に支援を提供していくことも重要です。

(4) 若者のライフプランに関する状況

- 若者ワークショップでは、社会との接点が少なく、自身の将来の姿を描けないまま就職活動が始まってしまうという声がありました。学校の中にとどまらず、社会とのつながりが生まれる機会を作っていくことが重要です。
- また、キャリアやお金、子育てについての教育が不十分であり、将来への不安が大きいという声もあり、地域人材の活用も視野に入れ、キャリア教育やライフプランを考える機会を設ける必要があります。
- 本市の女性就業率は、すべての年代で全国平均を下回っており、愛媛県と比較しても「15～19歳」を除いて下回っています。若い女性が希望する仕事に就き、活躍できるよう、社会的な意識醸成や就業機会の確保に取り組み、キャリア形成を支援していくことが重要です。
- プレコンセプションケアの認知度は低い状況にあり、妊娠を含めた生涯の健康づくりに向けてさらなる推進が必要となっています。

(5) 子育て当事者の状況

- 妊婦のこども家庭センターの認知度は50%程度となっており、さらに認知度を高め、子育てについての困りごとや悩みを解消できるよう相談につなげていくことが求められます。また、妊娠中および子育て中の母親、父親に寄り添い、個々の状況に合わせた支援ができるよう体制の充実が必要です。
- ひとり親世帯では、親とこどもだけの家庭が75%程度で、孤立しないよう地域での支援が必要です。子育て支援、生活支援のサービス利用につながるよう、各種サービスの認知度を向上させていく必要があります。また、経済的に苦しいと感じる家庭が多く、就業支援や養育費確保等の支援、福祉資金の貸付やこどもの学習支援の活用などについても推進していく必要があります。

第3章 施策の展開

1. 施策体系

めざす姿	基本方針	推進施策
<p>こどもたち一人ひとりが主人公 誰もが自分らしく輝くまっやま</p>	<p>(1) こどもの権利を尊重し、社会全体でこども・若者を育てる</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① こども・若者の意見表明の推進 ② 仕事と子育ての両立支援 ③ こどもまんなか社会の推進
	<p>(2) こども・若者の健やかな育ちを支える</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① こども・若者の居場所づくり ② 教育・保育の環境整備 ③ ライフステージに応じた切れ目ない支援
	<p>(3) こども・若者を誰一人取り残さず重層的に支援する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 養育支援 ② 貧困、虐待、暴力、ヤングケアラー対策 ③ 障がい、医療的ケア等支援 ④ いじめ、不登校、自殺対策
	<p>(4) 若者が自ら希望するライフプランの実現を後押しする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 心身の健康向上 ② 出会い、結婚支援 ③ 就労、ライフプランニング支援
	<p>(5) 安心して子育てできるように子育て当事者を支援する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ① 子育て世帯への経済的負担軽減 ② ひとり親家庭の自立促進 ③ 関係機関と連携した相談体制の構築

2. 事業一覧

松山市こども計画の基本方針及び推進施策に沿って展開する事業のうち、第3期松山市子ども・子育て支援事業計画に該当する事業は以下のとおりです。

こども計画		取組事業	事業概要	担当課
基本方針	推進施策			
1	1	男女共同参画推進事業	男女共同参画社会の実現のため、市民・事業者・関係機関等と連携した取組を行い、市民意識の向上を図る。コムズで実施のコムズフェスティバルのイベントとして、高校生が意見交換会を実施する。	人権・共生社会推進課
1	2	ファミリー・サポート・センター運営等事業	育児の「手助けをしてほしい人(依頼会員)」と「手助けのできる人(提供会員)」に会員登録していただき、会員間の相互援助活動の調整等を行う。	子育て支援課
1	2	子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により、家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設、その他の保護を適切に行うことのできる施設で、一定期間、養育・保護を行う。	子育て支援課
1	2	男女共同参画推進センター管理運営事業	性別による固定的な役割分担意識の枠組みを超えた個人の尊重に基づく人権の確立を基本理念として、男女共同参画社会の実現を目指すために、情報・交流・学習・研修・相談・調査・研究の機能を備え、市民活動の支援施設としての役割を視野に入れた事業を展開する男女共同参画推進センターの管理・運営を委託する。	人権・共生社会推進課
1	2	【従】施設型給付保育所事業	私立保育所の運営費を委託料として施設に支出する。	保育・幼稚園課
1	2	【従】施設型給付幼稚園事業	私立幼稚園の運営費用を給付費(負担金)として施設に給付する。	保育・幼稚園課
1	2	【従】延長保育事業	就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、延長保育を行う保育所等に補助を行う。	保育・幼稚園課
1	2	【従】一時預かり事業(私立分)	多様な子育て支援を促進するため、保護者の就労等に伴い家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を受け入れる私立保育所等や、教育時間終了後の在園児の預かり保育を実施する私立幼稚園等に補助を行う。	保育・幼稚園課
1	2	【従】一時預かり事業(公立分)	多様な子育て支援を促進するため、保護者の就労等に伴い家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を公立保育所等で受け入れる。	保育・幼稚園課
1	2	【従】地域型保育給付事業	地域型保育事業所の運営費用を給付費(負担金)として施設に給付する。	保育・幼稚園課
1	2	【従】病児・病後児保育事業	保護者の子育てと就労の両立を支援するため、市内在住の小学6年生以下のこどもが自宅での療養を余儀なくされる期間、市内5か所及び東温市、松前町(各1か所)の施設で一時的な保育を行う。	保育・幼稚園課
1	2	【従】施設型給付認定こども園事業	認定こども園(幼保連携型・保育所型・幼稚園型・地方裁量型)に対し、運営等の費用を給付する。	保育・幼稚園課
1	2	【従】商店街保育事業	3歳未満児の小規模保育を実施するとともに、商店街を利用することも連れ世帯の利便性向上と商店街の活性化を図るため、託児事業や地域子育て支援拠点事業を実施する。	保育・幼稚園課
1	2	【従】保育所事務管理費	公立直営保育所及び認定こども園(全16園)の施設の修繕費など運営に関する費用や、公立委託保育所(全9園)の運営委託料を支出する。	保育・幼稚園課

こども計画		取組事業	事業概要	担当課
基本方針	推進施策			
1	2	【従】市立幼稚園 預かり保育事業	保護者の急用や就労等による長時間保育のニーズに対応し、子育て支援の環境を整備するため、市立幼稚園の在園児を対象に、教育時間終了後や長期休業中に預かり保育を実施する。	保育・幼稚園課
1	2	【従】地域保育所施設 運営補助事業	入所児童の健康・福祉を向上させると同時に保育所等の補完的な受け入れ先とするため、地域保育所(認可外保育施設)の運営経費や健康診断等の経費の一部を補助する。	保育・幼稚園課
1	3	まつやま安全・安心 まちづくり啓発事業 (安全安心指導者 学校派遣部分)	市内の小・中学校に専門の講師を派遣し、インターネット安全教室等を実施する。	市民防災安全課
1	3	防犯事業	不審者情報を市ホームページや LINE 等で発信したり、各地区防犯協会と連携し、市内の小学校へ防犯グッズを贈呈するなど、地域での犯罪や事故を未然に防止し、犯罪のないまちづくりを推進する。	市民防災安全課
1	3	切れ目のない全世代型 防災リーダー育成事業	小学生から高齢者まで切れ目のない防災リーダーを育成するとともに、様々な職域や世代が、それぞれに適した防災教育を受けることができる環境作りに取り組む。	市民防災安全課
1	3	交通安全教育事業	市内の保育所・幼稚園児(保護者)、小・中学校児童生徒(保護者)、高校生、高齢者ほかに交通ルールに従った道路の正しい歩き方及び自転車の正しい乗り方の実地指導、講話、DVD 上映等による交通安全教室等を実施する。	都市・交通計画課
1	3	交通安全施設(二種)整備	交通事故が多発している道路その他通学路などの特に交通の安全を確保する必要がある道路について、道路標識、防護柵や区画線など安全対策に必要な交通安全施設を整備し、交通事故の防止と交通の円滑化を図る。	道路河川管理課
1	3	幼年少年消防クラブ 育成事務 (幼年消防クラブ)	幼稚園・保育園の園児や小学生を対象に、防火・防災についての知識やスキルを楽しみながら身に付けられるよう趣向を凝らした指導を行い、防火・防災意識の向上を図る。	地域消防推進課
1	3	幼年少年消防クラブ 育成事務 (少年消防クラブ)	小学生を対象に、防火・防災についての知識とスキルを楽しみながら身に付けられるよう「少年消防クラブ一日消防学校」を開催し、災害対応能力の向上を図る。	地域消防推進課
2	1	子育てひろば等支援事業	乳幼児とその保護者が気軽に集うことができる場所を提供し、子育て相談、情報提供、助言その他の援助を行う。また、こどもの意見・ニーズを聴き取り、遊び場や学習スペースの拡充など、多様なこどもの居場所づくりを推進する。	こどもえがお課
2	1	児童遊園地整備事業	地域の空きスペースに児童遊園地を整備して遊具等を設置し、地域の安全な遊び場を確保する。	こどもえがお課
2	1	児童館等管理運営事業	児童館及び児童センターを市内8か所に設置している。こどもが安心して遊ぶための機能等を充実させるとともに、健全な遊びを通して児童の健康を増進し、情操を豊かにすることにより児童の健全育成を図る。	こどもえがお課
2	1	児童クラブ運営事業	仕事などで昼間保護者がいない家庭の児童を放課後に預かり、遊びや生活の場を提供することによって、児童の健全育成を図る。	こどもえがお課
2	1	児童クラブ室 施設整備事業	児童クラブ室を整備し、放課後児童の健全育成及び仕事と家庭の両立支援を行う。	こどもえがお課
2	1	休日子どもカレッジ 推進事業	夏休み等の長期休業中に、親の不在や家庭の事情により体験や人とのつながりが不足することもに対し、安全・安心な居場所を確保するとともに、学びや遊び、交流などの様々な体験を提供し、こどもの育ちを支援する。	こどもえがお課

こども計画		取組事業	事業概要	担当課
基本方針	推進施策			
2	1	地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)私立分	地域の子育て機能の拡充を図るとともに、地域全体で子育てを支援する基盤をつくるため、私立の保育所等で、子育て中の親とそのこども(主に乳幼児)が気軽に集い、交流し、育児相談等ができる環境を整備するほか、親子ふれあい行事や育児講座等を実施する。	保育・幼稚園課
2	1	地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)公立分	地域の子育て機能の拡充を図るとともに、地域全体で子育てを支援する基盤をつくるため、公立の保育所等で、子育て中の親とそのこども(主に乳幼児)が気軽に集い、交流し、育児相談等ができる環境を整備するほか、親子ふれあい行事や育児講座等を実施する。	保育・幼稚園課
2	1	こども本の森開設準備事業	建築家・安藤忠雄氏から提案のあった「こども本の森松山」の坂の上の雲ミュージアムへの増築について、令和7年7月の開設を目指し、準備を進める。 こどもたちが本に親しむ場所が新たに完成し、幅広い年齢層が足を運ぶことで、まちづくりの中核施設としての役割を担うとともに、来館者の増加につなげる。	坂の上の雲ミュージアム
2	1	総合コミュニティセンター管理運営事業	本市のスポーツ・レクリエーション活動中核拠点として、教育文化の振興や市民の健康増進、市民福祉の高揚に寄与している総合コミュニティセンターの管理運営を行う。	スポーツिंगシティ推進課
2	1	野外活動センター管理運営事業	全ての市民が豊かな自然に触れ合うことができる場所を提供することにより、野外活動を普及奨励するとともに、青少年の健康増進及び健全な心身の育成を図る。	スポーツिंगシティ推進課
2	1	スポーツセンター管理事業	本市のスポーツ活動の拠点である松山中央公園を補完する「北部地域の拠点」として、スポーツ・レクリエーションの場を提供し、市民の健康維持・増進に寄与している北条スポーツセンターの管理・運営を行う。	スポーツिंगシティ推進課
2	1	中島 B & G 海洋センター事業	海洋性レクリエーションや自然と触れ合う生涯学習・生涯スポーツを通じて、青少年の健全育成や地域住民の健康づくりに取り組む。	スポーツिंगシティ推進課
2	1	体育施設管理運営事業	体育施設を円滑かつ安全に維持管理し、市民の健康増進や充実したスポーツ施設として提供する。	スポーツिंगシティ推進課
2	1	中央公園管理運営事業	本市のスポーツ拠点になる運動公園として、スポーツ・レクリエーションの場を提供し、市民の健康維持・増進に寄与する中央公園の管理・運営を行う。	スポーツिंगシティ推進課
2	1	松山市文化・スポーツ振興財団事業振興補助金	松山市スポーツ推進計画を実現するための6つの基本施策のうち①ライフステージに応じたスポーツ活動の推進/②スポーツに親しむ環境づくり)に該当する事業や、松山市文化芸術振興計画を実現する5つの視点のうち、①文化芸術を知る)に該当する事業を実施している、松山市文化・スポーツ振興財団の運営を支援し、財団運営の安定化を図る。	スポーツिंगシティ推進課
2	1	文化スポーツ振興事業補助金	松山市スポーツ推進計画を実現するための6つの基本施策のうち①ライフステージに応じたスポーツ活動の推進/②スポーツに親しむ環境づくり)に該当する事業や、松山市文化芸術振興計画を実現する5つの視点のうち、①文化芸術を知る)に該当する事業への支援として、松山市文化・スポーツ振興財団が実施する事業を支援する。	スポーツिंगシティ推進課
2	1	いきがい交流センターしみず管理運営事業	小学校の余裕教室を活用し、「地域交流事業」などを実施し、高齢者と児童の交流を行う。また、若年者層が参加する「しみずサポートボランティア」など、地域福祉の拠点として福祉・学習コミュニティの形成と融合を図る。	長寿福祉課

こども計画		取組事業	事業概要	担当課
基本方針	推進施策			
2	1	都市公園整備推進事業	開発許可に伴い、帰属される都市緑地の園名板及び管理施設の整備を行う。また、市民1人当たりの公園面積の増加を目的に借地公園の受入を行うための整備を行う。	市街地整備課
2	1	城山公園整備事業	文化庁や愛媛県教育委員会、整備検討委員会の指導を受けながら、城山公園(堀之内地区)の第2期整備工事を行う。	市街地整備課
2	1	松山総合公園管理事業	花等の植栽や公園内施設の維持管理を実施する。	市街地整備課
2	1	城山公園管理事業	堀之内地区の主にやすらぎ広場、ふれあい広場、さくら広場、管理広場を管理する。また、協定に基づき、指定管理者が維持管理(芝生管理業務、樹木管理業務、警備業務等)を実施する。	市街地整備課
2	1	公園緑地一般管理事業	市内の都市公園の維持管理を実施し、市民に快適な憩いの場を創出する。	市街地整備課
2	1	公園整備安全安心対策事業	公園施設長寿命化計画に基づき、耐用年数を超えるもの、危険度判定調査により改善が必要とされた遊具を対象として、総合的に整備を行う。併せて、バリアフリー化や防災機能の向上を行い、より安全な公園の維持管理を行う。	市街地整備課
2	1	まつやま小中学生文化等体験学習事業	こどもの豊かな感受性を育むとともに、将来への可能性を引き出すことを目指して、学校行事の一環として、松山市立小中学校の児童生徒に優れた文化芸術に触れる機会を提供する。また、小学生を対象に、人とのつながりや出会い、友情の大切さを学ぶ「愚陀佛庵教育プログラム」や、平和の大切さを学ぶ「平和教育プログラム」に参加する機会を提供する。	学校教育課
2	1	台北市との小中学校友好交流事業	台北市と松山市の小中学生が互いにメッセージや作品の交換を行い、安定した定期的な交流を行うことで、将来的に、こどもたちを中心とした文化活動につなげていくことを目的とする。	学校教育課
2	1	学校・家庭・地域連携協力推進事業	地域住民の協力を得て、放課後や週末等に小学校の余裕教室などを活用し、勉強やスポーツ・文化活動などを実施する放課後子ども教室や登下校の見守り、授業の補助など学校に対する多様な協力活動などの地域学校協働活動を推進する。	地域学習振興課
2	1	青少年センター管理運営事業	民間のノウハウを生かした利用者サービス向上や各青少年育成団体との連携を通じた活動を充実させるため、青少年健全育成活動の一部と青少年センターの施設管理を指定管理者に委託して実施する。	教育支援センター事務所
2	1	青少年団体等運営補助金交付事業	社会全体で青少年の健全育成を目指すため、青少年の育成に関係する団体等を支援し活性化を促す。	教育支援センター事務所
2	1	読書振興事業(子どもの読書活動推進)	「まつやま子ども読書活動推進計画」に基づき、こどもの読書活動の普及と情報発信を行う。	中央図書館事務所
2	1	図書館運営事業(子どもの読書環境整備)	市立図書館4館(中央図書館、三津浜図書館、北条図書館、中島図書館)の運営と施設保全に努め、こどもの読書環境を整備する。	中央図書館事務所
2	1	図書館資料購入事業(図書等の充実)	児童書、青少年向けの図書、バリアフリー図書等を購入し、こどもの読書活動の充実を図る。	中央図書館事務所
2	1	子規記念博物館管理運営事業	より多くの人々に子規や文学の魅力に触れていただけるよう、来館者へのサービスや快適性の向上を図る。	子規記念博物館
2	1	子規記念博物館企画展示事業	正岡子規をはじめ周辺の人々や郷土松山に関する資料を調査・研究し、体系的に展示することで、子規記念博物館への誘客を進める。	子規記念博物館

こども計画		取組事業	事業概要	担当課
基本方針	推進施策			
2	1	【従】地域子育て支援拠点事業(直営型) (こどもの遊び体験や交流に関する部分)	地域子育て支援拠点「すくすくひろば」で、未就学児を持つ親とそのこどもが気軽に集い、交流し、育児相談を行うことで、子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育てできる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図る。	すくすく支援課
2	2	私立保育施設等耐震化整備事業	私立保育施設等の耐震化を図るため、既存園舎の改築整備に要する費用の一部を支援する。	保育・幼稚園課
2	2	公立保育所臨時園舎設置事業 (待機児童特別対策)	待機児童の解消を図るため、公立保育所の園庭に臨時園舎を設置し、児童の受入数を拡充する。	保育・幼稚園課
2	2	公立保育所整備事業	老朽化が進んでいる公立保育所の園舎を大規模改修または建替することで、安全・安心な保育環境の維持及び改善を図る。	保育・幼稚園課
2	2	松山市保育所等職員研修事業	保育所等の保育士及び給食調理員の資質向上を図るため、研修を実施する。	保育・幼稚園課
2	2	施設型給付保育所事業	私立保育所の運営費を委託料として施設に支出する。	保育・幼稚園課
2	2	施設型給付幼稚園事業	私立幼稚園の運営費用を給付費(負担金)として施設に給付する。	保育・幼稚園課
2	2	延長保育事業	就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、延長保育を行う保育所等に補助を行う。	保育・幼稚園課
2	2	一時預かり事業(私立分)	多様な子育て支援を促進するため、保護者の就労等に伴い家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を受け入れる私立保育所等や、教育時間終了後の在園児の預かり保育を実施する私立幼稚園等に補助を行う。	保育・幼稚園課
2	2	一時預かり事業(公立分)	多様な子育て支援を促進するため、保護者の就労等に伴い家庭で保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児を公立保育所等で受け入れる。	保育・幼稚園課
2	2	地域型保育給付事業	地域型保育事業所の運営費用を給付費(負担金)として施設に給付する。	保育・幼稚園課
2	2	病児・病後児保育事業	保護者の子育てと就労の両立を支援するため、市内在住の小学6年生以下のこどもが自宅での療養を余儀なくされる期間、市内5か所及び東温市、松前町(各1か所)の施設で一時的な保育を行う。	保育・幼稚園課
2	2	施設型給付認定こども園事業	認定こども園(幼保連携型・保育所型・幼稚園型・地方裁量型)に対し、運営等の費用を給付する。	保育・幼稚園課
2	2	商店街保育事業	3歳未満児の小規模保育を実施するとともに、商店街を利用することも連れ世帯の利便性向上と商店街の活性化を図るため、託児事業や地域子育て支援拠点事業を実施する。	保育・幼稚園課
2	2	保育士等確保支援事業	保育士養成校で資格を取得する際の費用を補助するほか、新任保育士への職場定着研修や保育士養成校などでの出前講座、保育士の魅力発信に取り組む。また、保育士の事務負担を軽減するため、清掃などの保育に係る周辺業務や園外活動の見守り等を行う職員を雇用する費用に対して補助を行う。	保育・幼稚園課
2	2	待機児童対策・保育の質向上事業	待機児童対策に加え、保育の質の向上を図り、保育サービスを充実させるため、4月に1, 2歳児を定員を超えて受け入れている施設への助成、入所予約制の導入、加配保育士に対する助成や障がい児保育を担う保育士への助成、ICTを活用した業務システムの導入支援などを実施する。	保育・幼稚園課
2	2	保育所事務管理費	公立直営保育所及び認定こども園(全16園)の施設の修繕費など運営に関する費用や、公立委託保育所(全9園)の運営委託料を支出する。	保育・幼稚園課

こども計画		取組事業	事業概要	担当課
基本方針	推進施策			
2	2	市立幼稚園 預かり保育事業	保護者の急用や就労等による長時間保育のニーズに対応し、子育て支援の環境を整備するため、市立幼稚園の在園児を対象に、教育時間終了後や長期休業中に預かり保育を実施する。	保育・幼稚園課
2	2	地域保育所施設 運営補助事業	入所児童の健康・福祉を向上させると同時に保育所等の補完的な受け入れ先とするため、地域保育所(認可外保育施設)の運営経費や健康診断等の経費の一部を補助する。	保育・幼稚園課
2	2	幼稚園事務管理費	市立幼稚園の運営に関する費用を支出するほか、幼稚園教諭等の資質向上を図るための研修を実施する。	保育・幼稚園課
2	2	私立幼稚園園児 健康診断補助事業	市内の新制度に移行していない私立幼稚園に対し、学校教育法及び学校保健安全法に定める園児の健康診断に要する経費の一部を補助する。	保育・幼稚園課
2	2	保育士緊急確保事業	市内の保育事業者を対象に、保育士のための宿舍借上料の一部を補助するほか、県外から市内の保育所等に就職する保育士を対象に、引越費用、家賃、生活用品購入費に係る費用を補助する。 また、保育士確保・定着のため、市が委託した企業のコンサルタントが市内の保育所等を訪問し、保育士の確保・定着に関する助言等の支援を行う。	保育・幼稚園課
2	2	生涯健康づくり推進事業 (親子クッキング)	生涯にわたって切れ目なく、心身の健康の増進と豊かな人間性をはぐくむ基盤づくりを推進するため、こどもと働く世代に向け、食に関する情報や知識の周知啓発を図る。	健康づくり推進課
2	2	食育推進事業 (郷土料理講習会)	心身ともに健全なこどもの成長を育むため、食を通じた基本的な生活習慣の形成や、子育て世代である若者をはじめ幅広い世代の人との交流をしながら食文化の継承を図る。	健康づくり推進課
2	2	教育振興補助金交付事業	私立中学校、中等教育学校、私立高等学校等へ補助金を交付することで、保護者の負担軽減や地域との交流等を促進し、教育の振興を図る。	教育総務課
2	2	児童生徒学習奨励事業	児童生徒の学習成果の発表の場を確保したり、学校活動等で使用する教材等の配布などの支援を行うことで、学習意欲の喚起や学びの充実を図る。	学校教育課
2	2	学習アシスタント 活用支援事業	児童生徒一人ひとりに基礎基本の定着と確かな学力が身に付くよう、学習アシスタントを活用する小中学校を支援する。	学校教育課
2	2	小・中学校外国語教育 推進事業	児童生徒に生きた英語を提供するため、小中学校に外国語指導助手(ALT)を派遣し、学級担任及び英語科教員補助員として小学校外国語活動・外国語、中学校外国語の授業を支援する。また、小学校で英語が堪能なアシスタントを活用し、外国語の授業支援を行う。	学校教育課
2	2	学校図書館 運営支援員事業	各小中学校に学校図書館運営支援員を配置し、図書館運営及び読書活動に関する教員の業務を支援することで、学校図書館の円滑な運営や児童生徒の読書活動の活性化を図る。	学校教育課
2	2	未来の「ふるさと松山」 創造事業 (次代に向けた 特色ある学校づくり)	園児・児童生徒が探究的な学習や体験活動、教科横断的な学習を通して、多様な他者と協働しながら、様々な社会的な変化に対応し、ふるさと松山で持続可能な社会の創り手となることができるよう、必要な資質・能力を育成する。	学校教育課
2	2	小規模校等学校間交流等 支援事業	公共交通機関や船舶を利用した移動が困難な山間部や島しょ部に所在する小規模校について、移動のための交通手段を確保し、又は交通費等の負担軽減を図り、学校間交流等を行いやすい環境を整える。	学校教育課

こども計画		取組事業	事業概要	担当課
基本方針	推進施策			
2	2	幼保小中連携推進事業	教育・保育施設から小学校1年、小学校6年から中学校1年の接続期にみられる問題(いわゆる小1プロブレム、中1ギャップなど)やこどもの発達段階を踏まえながら、現行の教育課程及び6・3制の枠内で行う、地域に根ざした持続可能な幼保小中連携教育の在り方について研究を進める。	学校教育課 保育・幼稚園課
2	2	通学等環境整備事業	日浦・興居島地域では、小中連携教育の推進を図る中で、全市域からの児童生徒の受け入れを行うのに合わせて通学用バスの運行と船賃の補助を行う。また、全市域からの受け入れを行っている立岩・五明小、中島小について、遠距離通学支援として通学用バス・車両の運行を行い、通学の負担軽減を図る。	学校教育課
2	2	研究指定校事業	市立小・中学校から研究指定校を選定し、一定のテーマについて実践研究を行い、研究成果を各校に還元することで、教育内容等の向上を図る。	学校教育課
2	2	寄宿舎運営管理事業	中島中学校へ通学する生徒のうち、通学困難な生徒を対象とした、寄宿舎「青潮寮」の運営・管理を行い、義務教育の円滑な運営に期する。	学校教育課
2	2	文化部活動支援事業	松山市立中学校の文化部活動の振興発展や教職員の部活動指導に係る負担軽減を図るため、全国大会等への参加にかかる経費の補助や地域人材の活用等の支援を行う。	学校教育課
2	2	教科書・指導書事業	国による小中学校の教科書の検定が実施されたのち、市立小中学校で使用する教科書の採択に関する事務手続きを行うとともに、採択された教科書及び指導書を市内小中学校教員に配付し、教育課程の円滑な実施とより一層の授業の質的向上を図る。	学校教育課
2	2	研究指定校事業 (コミュニティ・スクール 推進事業)	松山市立小中学校にコミュニティ・スクールを導入し、「開かれた学校」から「地域とともにある学校」を目指す。	学校教育課
2	2	松山の教育研究開発事業	教職員の授業力向上を図り、児童生徒の確かな学力と豊かな心を育成するため、小中学校と協働した授業づくりの研究や「ふるさと松山学」教材の活用促進等を通して、特色ある松山の教育を推進する。	教育研修センター事務所
2	2	教育の情報化推進事業	児童生徒の情報活用能力の向上や学校事務の効率化等を図るため、ICT環境の整備・維持管理や情報教育の実践・調査研究、ICT支援員の配置などに取り組む。	教育研修センター事務所
2	2	小学校教育用 コンピュータ整備事業	児童の情報活用能力を育成するため、GIGAスクール構想の実現に向けて整備した児童1人1台のタブレットパソコン等の維持管理のほか、教職員の働き方改革推進と児童の学力向上のため、指導者用デジタル教科書の維持管理を行う。	教育研修センター事務所
2	2	中学校教育用 コンピュータ整備事業	生徒の情報活用能力を育成するため、GIGAスクール構想の実現に向けて整備した生徒1人1台のタブレットパソコン等の維持管理のほか、教職員の働き方改革推進と生徒の学力向上のため、指導者用デジタル教科書の維持管理を行う。	教育研修センター事務所
2	2	教職員研修事業	教職員の資質能力及び学校の教育力の向上を図るため、研修の体系や内容を見直すとともに、大学との協働により、社会の変化や学校のニーズに対応したより質の高い教職員研修を実施する。	教育研修センター事務所
2	2	学校支援事業	教職員の実践的指導力の向上を図るとともに、児童生徒の科学、芸術文化に対する興味関心を高めるため、要望のあった学校に講師派遣などを行う。	教育研修センター事務所

こども計画		取組事業	事業概要	担当課
基本方針	推進施策			
2	2	学校体育振興事業	児童生徒に練習成果発揮の場を提供することにより、競技を通じて、体力・技術の向上を図り、各校の交流を深めるため各種大会を開催する。また、中学校体育大会の全国・四国大会に参加する学校の負担軽減を図るために、交通費相当額を補助するとともに、松山市で開催される種目については、開催負担金を支出する。さらに、学校現場で救命救急措置ができる人材を充実させ、学校全体の救急対応のスキルの向上を図る。	保健体育課
2	2	物資共同購入事業	一般財団法人松山市学校給食会を通じて、安全安心な学校給食用物資を、効率的・安定的に調達する。	保健体育課
2	2	調理場維持管理事業	市内にある14の学校給食共同調理場の維持管理を行うとともに、安全かつ衛生的に調理業務を行うための各種検査等を実施する。	保健体育課
2	2	給食運搬事業	衛生的で安全な学校給食を提供するため、調理した給食の配送及び食後の食器等の回収を行う。	保健体育課
2	2	よりよい学校給食推進事業	児童生徒の心身の健全な発達のため、民間委託による適正な給食業務を実施するとともに、「よりよい学校給食推進実施計画」に基づき、地産地消や食育などの重点施策を推進する。	保健体育課
2	2	学校保健・健康管理事業	児童生徒や教職員の健康管理を行うため、各種健康診断を実施する。また、健康診断等を実施する学校医、学校歯科医、学校薬剤師の報酬支払業務を行う。	保健体育課
2	2	保健室備品等整備事業	小中学校の適正な保健管理を行うため、保健室の備品の整備や消耗品の購入を行う。	保健体育課
2	2	学校環境衛生検査事業	児童生徒等の健康を保持するため、水質検査や空気環境検査を実施する。	保健体育課
2	2	松山市学校保健会運営事業	学校保健の研究並びに普及啓発を図ることを目的として組織された松山市学校保健会に対して、補助金を交付する。	保健体育課
2	2	中学校運動部活動指導支援事業	教員の負担を軽減するため、部活動指導員を、希望する学校に配置するとともに、運動部活動の地域移行に向けて、モデル校を指定し実証事業等を行う。	保健体育課
2	2	校納金徴収管理一元化事業	教職員の負担軽減や保護者の利便性向上を図るとともに、教職員がこどもと向きあう時間を充実させるため、校納金の徴収・管理を松山市に一元化する。	保健体育課
2	2	(仮称)久谷学校給食共同調理場整備事業	老朽化した久米及び浮穴の学校給食共同調理場を統合し、久谷地区に新たな調理場を整備する。	保健体育課
2	2	学校安全保険等事業	日本スポーツ振興センターの共済制度に加入し、学校(園)管理下での園児、児童生徒の怪我等について医療費等の給付を行うほか、スポーツや屋外活動中の突発的な事故に対応するため、幼稚園、小中学校にAEDを設置し、迅速にAEDを使用できる環境を整える。 また、学校業務遂行上の過失等により、園児、児童生徒のほか、保護者等の第三者が怪我をしたり、財産に損害を与えてしまった場合の対応として、賠償責任保険に加入し、迅速に補償対応する。	保健体育課
2	2	子ども育成事務事業	市民等及び市が一体となってこどもを育成するための施策を総合的に推進するために必要な事項を協議し、「まつやま子ども育成会議」を開催するとともに、社会全体でこどもを育む環境づくりを目指して、子ども育成条例やまつやま子どもの日の趣旨等を普及啓発する。	教育支援センター事務所
2	2	青少年育成市民会議運営支援事業	家庭や学校、市民団体、企業等が連携・協力し、社会全体でこどもを育む体制を実現するため、育成活動を行っている松山市青少年育成市民会議の運営を支援する。	教育支援センター事務所

こども計画		取組事業	事業概要	担当課
基本方針	推進施策			
2	2	幼児教育相談事業	言語・情緒面等、発達の不安や悩みを抱える幼児、及びその保護者に対して、教育的観点から早期に問題の原因を発見し、相談・支援を行う。	教育支援センター事務所
2	2	子ども安全安心対策推進事業	こどもたちの安全を確保するため、スクールガード・リーダーを委嘱し、地域の見守り活動への指導・助言や防犯対策・交通安全などの研修会を開催し、資質向上及び活動の強化を図る。	教育支援センター事務所
2	2	青少年育成支援事務管理事業	青少年の非行未然防止及び青少年の健全育成のため、青少年育成支援委員と連携し、「愛の一声」運動をはじめとする地域での巡回活動を実施する。	教育支援センター事務所
2	2	松山市PTA連合会運営補助金	家庭・地域・学校の連携を促進し、地域・家庭の教育力向上を図るための情報発信や研修等を行う PTA 連合会の支援を行う。	教育支援センター事務所
2	2	PTA活動推進事業	家庭教育力の向上や青少年の健全育成を図るため、児童生徒の保護者及び教師によって組織運営されているPTA活動を支援する。	教育支援センター事務所
2	2	青少年育成支援協議会等運営補助金	青少年の健全育成のため、青少年の非行防止活動に関係する団体に補助金を交付し、団体の活動活性化を促す。	教育支援センター事務所
2	2	問題行動等対策事業	問題行動傾向にある児童生徒の学校復帰・社会復帰を目指すため、学校からの要請にもとづき、生徒指導面に経験豊かな教育指導員を派遣し、教師や関係機関と連携・協力を図りながら支援するとともに、自立支援教室を運営し、児童生徒への個別指導を行う。	教育支援センター事務所
2	2	小学校施設維持管理事業	施設の安全性の確保や良好な教育環境を維持するために、小学校施設の維持管理等を行う。	学習施設課
2	2	小学校施設マネジメント事業	長寿命化計画に基づき、施設の老朽化状況に応じて、適切な時期に適切な改修を行い、財政的に可能な範囲で施設に機能・性能を確保するとともに、安全・安心な整備を行う。	学習施設課
2	2	中学校施設維持管理事業	施設の安全性の確保や良好な教育環境を維持するために、中学校施設の維持管理等を行う。	学習施設課
2	2	寄宿舎施設維持管理事業	施設の安全性の確保や良好な教育環境を維持するために、寄宿舎施設の維持管理等を行う。	学習施設課
2	2	中学校施設マネジメント事業	長寿命化計画に基づき、施設の老朽化状況に応じて、適切な時期に適切な改修を行い、財政的に可能な範囲で施設に機能・性能を確保するとともに、安全・安心な整備を行う。	学習施設課
2	2	幼稚園施設維持管理事業	施設の安全性の確保や良好な教育環境を維持するために、幼稚園施設の維持管理等を行う。	学習施設課
2	2	幼稚園施設マネジメント事業	長寿命化計画に基づき、施設の老朽化状況に応じて、適切な時期に適切な改修を行い、財政的に可能な範囲で施設に機能・性能を確保するとともに、安全・安心な整備を行う。	学習施設課
2	2	小学校教材等整備事業	小学校の教育環境の充実を図るために、必要な教材用の消耗品や備品を購入する。	学習施設課
2	2	小学校愛ある動物ふれあい推進事業	児童が動物と触れ合うことができる環境を整えるため、動物の定期健康診断や飼育相談などを実施し、飼育環境の充実を図る。	学習施設課
2	2	中学校教材等整備事業	中学校の教育環境の充実を図るために、必要な教材用の消耗品や備品を購入する。	学習施設課
2	2	幼稚園愛ある動物ふれあい推進事業	園児が動物と触れ合うことができる環境を整えるため、動物の定期健康診断や飼育相談などを実施し、飼育環境の充実を図る。	学習施設課

こども計画		取組事業	事業概要	担当課
基本方針	推進施策			
2	2	教員住宅施設維持管理事業	施設の安全性の確保や良好な教育環境を維持するために、教員住宅施設の維持管理等を行う。	学習施設課
2	3	母子保健育児支援事業	幼児期の精神運動発達に関する「発達相談」を実施する。保護者が適切な関わり方を知り、困りごとを相談できる場として「すくすくキッズ」を実施する。遺伝に関する不安や悩みを持つ保護者に対して「遺伝相談」を実施する。	すくすく支援課
2	3	幼児健康診査事業	1歳6か月頃と3歳頃の時期に健康診査を実施し、運動機能・視聴覚等の障害、精神発達の遅延等がある幼児を早期に発見し、適切な指導や心身障害の進行を未然に防止することで、幼児の健康の保持・増進を図る。また、実施年度に5歳児になる幼児に健康診査を実施し、保護者に発達特性に気づいてもらい、適切な支援を行うことで、育児不安の軽減と幼児の成長発達を促す。	すくすく支援課
2	3	地域子育て支援拠点事業(直営型)	地域子育て支援拠点「すくすくひろば」で、未就学児を持つ親とそのこどもが気軽に集い、交流し、育児相談を行うことで、子育ての負担感の緩和を図り、安心して子育てできる環境を整備し、地域の子育て支援機能の充実を図る。	すくすく支援課
2	3	歯科保健事業(子どものための歯科相談)	未就学児の希望者を対象に歯科健診、歯科保健指導、歯みがき指導及び、フッ化物塗布等を実施し、生活習慣の改善や定期的な歯科受診へつなげることで、むし歯有病者率の低下を図る。	すくすく支援課
2	3	妊娠・出産支援事業(伴走型の相談支援・相談体制の整備等)	妊娠期から子育て期を通じた切れ目ない伴走型の相談支援を実施するため、相談等の拠点となる「すくすく・サポート」等で全ての妊婦と面談し、支援が必要な者を把握するとともに、乳児がいる全ての家庭の訪問や産前・産後サポート、産後ケアを実施することで、出産や育児に対する不安を軽減し、安心して子育てができる環境を整える。	すくすく支援課
2	3	妊婦・乳児健康診査事業(乳児の健診に関する部分)	新生児聴覚検査や乳児一般健康診査を実施し、必要な治療の勧奨と保健指導を行うことで乳児の健やかな成長につなげる。	すくすく支援課
2	3	こども相談事業	こどもに関する総合的な相談窓口として、0歳から18歳までの子育て、虐待、不登校、問題行動などの様々な相談に、こどもや家庭に寄り添いながら迅速で的確に対応する。	こども相談課
2	3	急患医療センター運営事業	夜間の救急医療機関(内科・小児科)として、初期救急医療体制を確保するとともに、重症患者は救急当番病院や小児救急医療支援病院への円滑な転院体制を整えている。特に小児科は、毎日21時から翌8時までの診療体制により、夜間の急な発熱等の小児患者に医療サービスを提供する。	医事課
2	3	小児救急医療支援事業補助金	小児重症患者の受け入れを行う小児救急医療支援事業を実施する病院に対し、小児科医師の確保などに要する経費を補助し、365日24時間の小児救急医療体制の安定的継続を図る。	医事課
2	3	小児救急医療確保事業	救急医療を正しく利用していただくため、幼稚園や保育所、公民館等で出前講座を実施し、小さなお子さんとの関わりのある保護者らを対象に、広く普及啓発を図る。また、愛媛大学医学部に寄附講座を設置し、市急患医療センターの出務協力を得るほか、小児科医の育成や小児医療に関する普及啓発を実施するほか、市内に小児科を新規開業する場合に費用の一部を補助する。	医事課

こども計画		取組事業	事業概要	担当課
基本方針	推進施策			
2	3	A類定期予防接種事業	予防接種法に規定されたA類疾病(麻疹風しん等)の発生やまん延を 방지、市民の健康を守るため、定期予防接種を行う。	保健予防課
2	3	ブックスタート事業	全ての乳幼児とその保護者に絵本を手渡し、赤ちゃんとの触れ合いや乳幼児期の読み聞かせの大切さを伝える。	中央図書館事務所
2	3	【従】子育て応援券交付事業	第2子以降の出生時に、紙おむつを約1年分購入できる応援券 50,000 円(1,000 円×50枚綴り)を交付する。	子育て支援課
2	3	【従】ファミリー・サポート・センター運営等事業	育児の「手助けをしてほしい人(依頼会員)」と「手助けのできる人(提供会員)」に会員登録していただき、会員間の相互援助活動の調整等を行う。	子育て支援課
2	3	【従】子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により、家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設、その他の保護を適切に行うことのできる施設で、一定期間、養育・保護を行う。	子育て支援課
2	3	【従】児童手当支給事業	児童を養育している家庭等での生活の安定と児童の健全な成長のため、児童の養育者に手当を支給する。	子育て支援課
2	3	【従】子ども医療助成事業	18歳年度末までの保険診療に係る医療費の自己負担分を助成する。	子育て支援課
2	3	【従】出産世帯応援事業	出産後の育児に係る経済的な不安の軽減につなげるため、こどもを出産した世帯に対し、出産後に必要な費用への補助金を定額で給付する。	子育て支援課
2	3	【従】出産世帯奨学金返還支援事業	出産後の育児に係る経済的な不安の軽減につなげるため、こどもを出産した世帯に対し、奨学金の返還金の一部を補助する。	子育て支援課
3	1	養育支援訪問事業	若年妊婦や、育児ストレス、産後に強い不安感や孤独感を抱えるなど様々な原因で養育支援が必要な家庭に、保健師、保育士などが訪問し、具体的な養育に関する指導や助言等を行う。	こども相談課
3	1	養育支援訪問事業(子育て世帯訪問支援事業部分)	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を、訪問支援員が訪問し、食事準備、洗濯、掃除などの家事支援を実施する。	こども相談課
3	1	要保護児童対策事業(親子関係形成支援事業部分)	児童との関わり方や子育てに悩み・不安を抱えた保護者が、親子の関係性や発達に応じた児童との関わり方等の知識や方法を身につけるため、当該保護者に対して、講義、グループワーク、個別のロールプレイ等を内容としたペアレント・トレーニング等を実施するとともに、相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けることで、健全な親子関係の形成に向けた支援を行う。	こども相談課
3	1	【従】子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により、家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設、その他の保護を適切に行うことのできる施設で、一定期間、養育・保護を行う。	子育て支援課
3	1	【従】母子生活支援施設事業	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、入所者の生活の安定と自立促進に向けて、生活相談・就労相談・支援業務を通じてその入所者を支援する。	子育て支援課

こども計画		取組事業	事業概要	担当課
基本方針	推進施策			
3	1	【従】地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)私立分	私立の保育所等で、子育て中の親とそのこども(主に乳幼児)が気軽に集い、交流し、育児相談等ができる環境を整備し、子育てについての相談、情報の提供、助言を行うほか、講習会等を実施する。	保育・幼稚園課
3	1	【従】地域子育て支援拠点事業 (地域子育て支援センター)公立分	公立の保育所等で、子育て中の親とそのこども(主に乳幼児)が気軽に集い、交流し、育児相談等ができる環境を整備し、子育てについての相談、情報の提供、助言を行うほか、講習会等を実施する。	保育・幼稚園課
3	1	【従】要保護児童対策事業	支援対象児童等に対する適切な保護と支援を実施するため、関係機関との情報共有や協議などの連携体制の調整を行い、協働して児童虐待への対応及び家庭支援を行う。	こども相談課
3	2	子育てひろば等支援事業 (こども食堂部分)	無料または低価格でこどもたちに食事を提供し、こどもたちが地域の人たちと交流しながら、安心して過ごせる居場所であるこども食堂に対し助成を行う。	こどもえがお課
3	2	要保護児童対策事業	支援対象児童等に対する適切な保護と支援を実施するため、関係機関との情報共有や協議などの連携体制の調整を行い、協働して児童虐待への対応及び家庭支援を行うことで、児童虐待の未然防止・早期発見・早期対応を図るほか、児童虐待防止を強化するため啓発活動を行う。	こども相談課
3	2	ヤングケアラー支援事業	ヤングケアラー・コーディネーターを配置し、専門相談窓口を設け、相談対応や学校訪問を行うとともに、周知・啓発で認知度の向上に取り組み、ヤングケアラーの早期発見と適切な支援につなげる。	こども相談課
3	2	児童育成支援拠点事業	養育環境等に配慮を要する学童期のこどもに、居場所を提供し、基本的な生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供などに加え、保護者への相談支援や関係機関の連絡調整を行う。	こども相談課
3	2	市営住宅への入居優遇措置	子育て世帯については、入居収入基準を緩和する。募集戸数の中に優先世帯専用の戸数枠を設けることにより、母子父子世帯・子育て世帯・多子世帯が、一般世帯より優先して抽選できる取扱いを行う。	住宅課
3	2	【従】ひとり親家庭等自立支援事業 (こどもの学習支援事業:まつじゅく)	貧困の連鎖を防ぐために、経済的な理由により塾に通えないなど十分な学習の機会を得られないこどもに対し、学習習慣の定着と学力の向上を目的とした学習支援を行うとともに、こどもやその保護者とコミュニケーションを図り、生活や進学の相談に応じるなど、日常生活への支援や相談支援を行い、こどもの将来の自立に向けた包括的な支援を行う。	子育て支援課
3	2	【従】ひとり親家庭等自立支援事業 (こどもの学習支援事業:土曜塾)	市内のひとり親世帯や生活保護世帯を含む低所得者世帯の中学生に対し、居場所の役割を備えた「土曜塾」を開催し、学習の場を提供する。	子育て支援課
3	2	【従】ひとり親家庭等自立支援事業 (こどもの学習支援事業:土曜塾プラス)	経済的な理由により塾に通えないなど十分な学習の機会を得られない高校生に対し、学力の向上を目的とした講座を実施し、進学を後押しして将来の進路選択を広げ、貧困の連鎖を断ち切る。	子育て支援課
3	2	【従】ひとり親家庭等自立支援事業 (こどもの学習支援事業:模試費用、受験料支援)	進学段階で貧困の連鎖を断ち切るため、児童扶養手当受給世帯や経済的に困っている世帯の高校3年生と中学3年生に対して、模試費用、受験料の補助を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押しする。	子育て支援課

こども計画		取組事業	事業概要	担当課
基本方針	推進施策			
3	2	【従】ひとり親家庭等 自立支援事業 (ひとり親家庭等 日常生活支援事業)	ひとり親家庭等が疾病や事故等の事由により一時的に生活援助が必要な場合、日常生活を支援する者を派遣し、当該世帯の生活の安定を図る。	子育て支援課
3	2	【従】ひとり親家庭等 自立支援事業 (ひとり親家庭 自立支援プログラム 策定事業)	児童扶養手当を受給している方等の就職や自立に向けた支援を行うために、自立支援プログラムを策定する。	子育て支援課
3	2	【従】ひとり親家庭等 自立支援事業 (高等職業訓練促進 給付金等支給事業)	国家資格等の専門的な資格取得を目指し、養成機関で6か月以上のカリキュラムを修業し、資格取得が見込まれる方に安定した就学環境を提供するために促進給付金等を支給する。	子育て支援課
3	2	【従】ひとり親家庭等 自立支援事業 (自立支援教育訓練 給付金支給事業)	自立支援を目的に就労を前提とし、該当講座を受講した場合に資格取得後受講料の一部を助成する。	子育て支援課
3	2	【従】ひとり親家庭等 自立支援事業 (就業支援講習会等 事業)	ひとり親家庭の親とその子及び専婦を対象に、パソコン講習等、就労に際して必要な知識や技能を身に付ける講習を実施する。	子育て支援課
3	2	【従】ひとり親家庭等 自立支援事業 (高等学校卒業程度 認定試験合格支援 給付金支給事業)	高等学校を卒業していない(中退を含む。)ひとり親家庭の親またはその扶養する児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、適職に就くため必要と認められた場合に受講料の一部を助成する。	子育て支援課
3	2	【従】ひとり親家庭等 自立支援事業 (母子・父子 自立支援員等 による相談の充実)	ひとり親家庭等を対象に、生活・住居・こどもの養育や教育等について総合的な相談等を行う。	子育て支援課
3	2	【従】ひとり親家庭等 自立支援事業 (専門相談員による 相談の実施)	養育費の取り決めや確保、こどもの親子交流について、専門相談員による相談を実施する。	子育て支援課
3	2	【従】子育て短期支援事業	保護者の疾病その他の理由により、家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合及び経済的な理由により緊急一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設、その他の保護を適切に行うことのできる施設で、一定期間、養育・保護を行う。	子育て支援課
3	2	【従】ファミリー・サポート・ センター運営等事業	育児の「手助けをしてほしい人(依頼会員)」と「手助けのできる人(提供会員)」に会員登録していただき、会員間の相互援助活動の調整等を行う。	子育て支援課
3	2	【従】母子父子専婦 福祉資金貸付事業	ひとり親家庭等に対し、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、児童の福祉を増進するため、12種類の貸付を行う。	子育て支援課
3	2	【従】母子生活支援 施設事業	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、入所者の生活の安定と自立促進に向けて、生活相談・就労相談・支援業務を通じてその入所者を支援する。	子育て支援課
3	2	【従】助産施設事業	経済的な理由により出産費用の負担が困難な妊産婦に対し、安心して出産ができるよう認可の助産施設に入所し、出産に必要な費用の一部を助成する。	子育て支援課

こども計画		取組事業	事業概要	担当課
基本方針	推進施策			
3	2	【従】児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭の生活の安定と自立を促し、児童の福祉の増進を図ることを目的に、児童扶養手当を支給する。	子育て支援課
3	2	【従】ひとり親家庭医療助成事業	ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るために、親とその扶養する20歳未満の子の保険診療による医療費の自己負担分を助成する。	子育て支援課
3	3	障害児保育支援事業	保育所等へ入所している障がい児の保護者及び発達に気になっている保護者に対して、相談・支援を行い、必要に応じ小児科医や療育機関関係者などと連携し、障がい児の福祉の増進を図る。 また、公立保育所で医療的ケア児を受入れ、訪問看護ステーションの看護師によるケアを行う。	保育・幼稚園課
3	3	小児慢性特定疾病・育成・養育医療費等給付事業	慢性疾患により長期療養を必要とする児童の健全な育成を図るため、疾患の治療にかかる医療費の助成、日常生活用具の給付、自立支援事業を実施する。	すくすく支援課
3	3	児童発達支援センターひまわり園運営事業	障がいのある未就学児が通園し、日常生活での基本的な動作の習得、知識技能の付与、集団生活への適応のための支援等、様々な療育を通して児童の成長及び発達の向上を図る。	障がい福祉課
3	3	障害児等療育支援事業	障がい者が居宅等で自立した日常生活や社会生活を営むとともに、障がい児についても、社会生活への適応性の基盤を形成するため、在宅の重症心身障がい児・知的障がい児・身体障がい児・発達障がい児を対象に、介護サービスや就労技能の習得、生活能力向上のための支援等の提供や療育等を行う。	障がい福祉課
3	3	身体・知的障害者相談員設置事業 (ペアレントメンター)	発達に障がいがある、気になる特性があるこどもの保護者を対象に、発達に障がいがあるこどもの子育てを経験した「ペアレントメンター」による相談会、個別相談を実施する。	障がい福祉課
3	3	日中一時支援事業	在宅の障がい者又は障がい児の介護を行う方の疾病やその他の理由で、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者(児)に対して、障害者支援施設等で日中の活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練やその他の支援を行うことで、障がい者(児)を日常的に介護している家族の一時的な休息等を図る。	障がい福祉課
3	3	補装具交付修理事業	補装具は身体障がい者(児)の失われた身体機能を補完又は代償する用具であり、交付及び修理、借受を行うことで身体的欠損や身体的機能損傷を補い、日常生活、職業生活の能率の向上を図る。	障がい福祉課
3	3	障害福祉サービス事業	障がい者が居宅等で自立した日常生活や社会生活を営むとともに、障がい児についても、社会生活への適応性の基盤を形成するため、身体障がい児・知的障がい児・発達障がい児を対象に、介護サービスや就労訓練、生活訓練等の提供や療育等を行う。	障がい福祉課
3	3	重度障がい児訪問看護利用助成事業	常時医療行為を必要とする重度障がい児が、在籍する学校で、経管栄養、たんの吸引、気管カニューレの管理等のため訪問看護師の派遣を必要とする場合に、保護者に対して費用の一部を助成する。	障がい福祉課
3	3	移動支援等事業	屋内での移動が困難な障がい者及び障がい児の社会参加や必要不可欠な外出を促進するサービス。また、入院時に医療従事者との意思疎通が困難な重度障がい者に対し、支援員を派遣し支援を行う。	障がい福祉課
3	3	障がい児相談窓口事業	障がいの有無を問わず、こどもの発達について幅広く相談を受け、関係機関と連携しながら必要な支援につなげる。	障がい福祉課

こども計画		取組事業	事業概要	担当課
基本方針	推進施策			
3	3	精神障がい者・難病患者等総合支援事業	精神障がい者や難病患者等が、基本的人権に基づく日常生活または社会生活を営むことが出来るよう、必要な「障害福祉サービス」に係る給付、「地域生活支援事業」その他の支援を総合的に行う。	障がい福祉課
3	3	市重度心身障がい児福祉年金事業	重度心身障がい児童福祉年金を支給することにより、障がい児童家庭の生活の安定と福祉の増進を図る。	障がい福祉課
3	3	日常生活用具給付貸与事業	在宅重度心身障がい者(児)の日常生活が円滑に行えるよう障がいの種別や程度に応じた日常生活用具の給付及び福祉電話の貸与を行う。	障がい福祉課
3	3	重度障がい者(児)住宅整備事業	日常生活で他の者の介護を必要とする在宅重度身体障がい者(児)のいる世帯に対し、当該身体障がい者(児)の日常生活を容易にし、その行動範囲を広げて自立更生を促進する。	障がい福祉課
3	3	障がい等のある子どものための支援事業	学校生活支援員や学級支援員を配置し、障がい等のある児童生徒一人ひとりが豊かな学校生活を過ごし、また、障がいの有無に関わらず多様な教育的ニーズのある児童生徒が共に学べる教育環境を整備する。	学校教育課
3	3	特別支援教育事業	就学相談や通級相談、特別支援教育派遣相談などの相談体制を整備し、特別な教育的ニーズのあるこどもたちに応じた支援体制の整備や充実を図る。	学校教育課
3	3	医療的ケア児に対する支援体制整備事業	学校での医療的ケアに対応できる看護師を確保し、地域の小中学校に在籍する医療的ケアを必要とする児童生徒の支援体制を整備する。	学校教育課
3	4	自殺対策等精神保健事業	若年層への自殺対策として、こどもの頃から「心の健康づくり」を目指し、児童生徒とその保護者等に相談窓口の周知啓発を行う。	保健予防課
3	4	いじめ対策総合推進事業(いのちを守る相談事業)	「いじめ問題」に対応するため4つの事業(1 いのちを守る相談活動、2 子どもから広がるいじめ0活動、3 いじめ問題対策・サポート事業、4 いのちを守り育てる集い)を行い、こどもが安心して学校生活をおくれるよう支援する。	学校教育課
3	4	スクールカウンセラー等活用事業	愛媛県のスクールカウンセラー等活用事業により、松山市立の全小中学校でスクールカウンセラーの活用を図る。	学校教育課
3	4	「校内サポートルーム」設置事業	校内サポートルームを設置することにより、不登校、またその傾向にある生徒の”校内の安心できる居場所”としての機能を果たし、不登校の未然防止や学校復帰を目指す。	学校教育課
3	4	不登校対策総合推進事業	ひきこもりや不登校の児童生徒及びその保護者へのきめ細かな支援を行うため、こども相談課と連携し、来所・家庭訪問等による相談や学習などの支援に加え、少人数での学習・スポーツ・体験活動などを通じた支援として、松山わかあゆ教室・北条文化の森教室の運営を行う。	教育支援センター事務所
3	4	【従】こども相談事業	こどもに関する総合的な相談窓口において、0歳から18歳までの子育て、虐待、不登校、問題行動などの様々な相談に、こどもや家庭に寄り添いながら迅速的確に対応する。	こども相談課
4	1	妊婦・乳児健康診査事業	妊産婦、胎児及び乳児に健康診査を実施することにより、心身の異常等を早期に発見するとともに、治療勧奨や支援体制の強化を図ることで、安心して妊娠を継続・出産できる体制や新生児への虐待予防、乳児の健やかな成長につなげる。	すくすく支援課

こども計画		取組事業	事業概要	担当課
基本方針	推進施策			
4	1	妊婦・乳児健康診査事業 (拡大新生児スクリーニング検査費助成事業)	令和3年10月から治療が可能となった遺伝性難病を対象に、検査費の交付助成を行うことで、保護者の負担軽減と異常の早期発見・早期治療につなげる。	すくすく支援課
4	1	歯科保健事業 (個別妊婦歯科健康診査)	妊婦の口腔内疾患の減少とその家族の生涯を通じた口腔の健康管理につなげるため、妊娠中に1回、歯科健診と歯科保健指導を登録医療機関にて、無料で受けることができる受診票を配付する。	すくすく支援課
4	1	不妊治療・不育症検査助成事業	こどもを持ちたいと望む夫婦等を支援することを目的として、不妊検査・不妊治療・不育症検査にかかる費用の負担軽減を図るとともに、不妊・不育に関する不安の解消に努める。	すくすく支援課
4	1	妊娠・出産支援事業 (産後ケア事業)	心身の不調や育児不安を抱える出産後おおむね12か月未満の母子に対し、助産師等が中心となり、母親の身体的回復や心理的な安定を促進するとともに、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかに生活できるよう支援する。	すくすく支援課
4	1	プレコンセプションケア (妊娠前からのケア)事業	早くから妊娠・出産の知識をもち、自分の身体と健康への意識を高めるため、将来の妊娠に備えて今の自分の身体の状態を知っておきたい女性を対象に、検査費用の一部を補助するとともに、大学生等若い世代を対象に普及啓発を行う。	すくすく支援課
5	1	災害遺児支援事業	児童の保護者が交通事故、風水害、火災、業務上の事故又は不慮の事故により死亡又は重度の障害を負った場合に年金及び激励金を支給することにより、遺児の健全な育成と遺児家族の福祉の向上を図る。	子育て支援課
5	1	子育て応援券交付事業	第2子以降の出生時に、紙おむつを約1年分購入できる応援券50,000円(1,000円×50枚綴り)を交付する。	子育て支援課
5	1	児童手当支給事業	児童を養育している家庭等での生活の安定と児童の健やかな成長のため、児童の養育者に手当を支給する。	子育て支援課
5	1	子ども医療助成事業	18歳年度末までの保険診療に係る医療費の自己負担分を助成する。	子育て支援課
5	1	ひとり親家庭医療助成事業	ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るために、親とその扶養する20歳未満の子の保険診療による医療費の自己負担分を助成する。	子育て支援課
5	1	出産世帯応援事業	出産後の育児に係る経済的な不安の軽減につなげるため、こどもを出産した世帯に対し、出産後に必要な費用への補助金を定額で給付する。	子育て支援課
5	1	出産世帯奨学金返還支援事業	出産後の育児に係る経済的な不安の軽減につなげるため、こどもを出産した世帯に対し、奨学金の返還金の一部を補助する。	子育て支援課
5	1	ファミリー・サポート・センター運営等事業 (利用料の助成に関する部分)	育児の「手助けをしてほしい人(依頼会員)」と「手助けのできる人(提供会員)」に会員登録していただき、会員間の相互援助活動の調整等を行う。周知活動により提供会員の確保に努めるとともに、利用料の助成により利用促進を図る。	子育て支援課
5	1	助産施設事業	経済的な理由により出産費用の負担が困難な妊産婦に対し、安心して出産ができるよう認可の助産施設に入所し、出産に必要な費用の一部を助成する。	子育て支援課
5	1	地域保育所保育料補助事業	18歳未満の児童が3名以上いる世帯で、第3子以降の3歳未満児が地域保育所に入所する場合、世帯の所得に応じて保育料の全額又は半額を補助する。	保育・幼稚園課

こども計画		取組事業	事業概要	担当課
基本方針	推進施策			
5	1	子育てのための施設等利用給付事業	幼児教育・保育の無償化対象施設としての「確認」が完了した施設に通うこどもに係る給付費を施設又は保護者に給付する。また、新制度未移行幼稚園に通う低所得世帯及び第3子以降(小学3年生までの範囲)に対する実費徴収額(副食費)の補足給付を行う。	保育・幼稚園課
5	1	妊娠・出産支援事業(離島妊婦に対する宿泊費支援事業)	安全・安心に妊娠・出産ができ、適切な医療や保健サービスが受けられる環境を構築するため、離島に住む妊婦が出産に備え分娩取扱施設近くで待機する際の宿泊費について補助する。	すくすく支援課
5	1	まつやま・家族いらっしやい事業(移住定住促進事業)	若い世代の移住を後押しするため、18歳未満の子どもを扶養している世帯およびともに35歳未満の若者世帯の引越し費用を支援する。	まちづくり推進課
5	1	移住者定着支援事業(移住定住促進事業)	15歳未満のこどもを扶養している、県外からの移住者(移住後3年以内)に住宅取得費用を補助する。	まちづくり推進課
5	1	出産育児一時金支給事業	健康保険法等の改正に伴う制度創設により、保険が適用されない出産費用について、国民健康保険加入者の自己負担を軽減する。	保険給付・年金課
5	1	出産費貸付事業	出産育児一時金の直接支払制度が利用できず、出産育児一時金の支給までに出産費用が用意できない国民健康保険被保険者に対し、出産育児一時金支給前に支給額の8割の範囲内で資金を貸し付ける。	保険給付・年金課
5	1	保険料申請免除、法定免除事業(産前産後免除該当届部分)	出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間(多胎妊娠の場合は6か月間)の国民年金保険料が免除される。産前産後期間の保険料を免除された期間は、保険料を納付したものととして老齢基礎年金の受給額に反映される。	保険給付・年金課
5	1	奨学資金貸付事業	経済的事情により大学・短大への修学が困難な方に修学の機会を与えるため、学業に必要な資金を無利子で貸し付け、有用な人材を育成する。	教育総務課
5	1	小学校就学援助費(学用品費等)支給事業	経済的理由で就学が困難な児童の保護者に対して就学援助費を支給する。	学校教育課
5	1	中学校就学援助費(学用品費等)支給事業	経済的理由で就学が困難な生徒の保護者に対して就学援助費を支給する。	学校教育課
5	1	就学援助費(医療費)支給事業	学校教育法等に基づき、要保護・準要保護児童生徒の保護者を対象に、特定の疾病にかかる医療費の援助を行う。	保健体育課
5	1	就学援助費(学校給食費)支給事業	学校給食法に基づき、要保護・準要保護児童生徒の保護者を対象に、学校給食費の援助を行う。	保健体育課
5	1	【従】児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭の生活の安定と自立を促し、児童の福祉の増進を図ることを目的に、児童扶養手当を支給する。	子育て支援課
5	2	母子生活支援施設事業	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて保護するとともに、入所者の生活の安定と自立促進に向けて、生活相談・就労相談・支援業務を通じてその入所者を支援する。	子育て支援課
5	2	母子父子寡婦福祉資金貸付事業	ひとり親家庭等に対し、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、児童の福祉を増進するため、12種類の貸付を行う。	子育て支援課
5	2	ひとり親家庭等自立支援事業(こどもの学習支援事業:まつじゅく)	貧困の連鎖を防ぐために、経済的な理由により塾に通えないなど十分な学習の機会を得られないこどもに対し、学習習慣の定着と学力の向上を目的とした学習支援を行うとともに、こどもやその保護者とコミュニケーションを図り、生活や進学の相談に応じるなど、日常生活への支援や相談支援を行い、こどもの将来の自立に向けた包括的な支援を行う。	子育て支援課

こども計画		取組事業	事業概要	担当課
基本方針	推進施策			
5	2	ひとり親家庭等 自立支援事業 (こどもの学習支援事業: 土曜塾)	市内のひとり親世帯や生活保護世帯を含む低所得者世帯の中学生に対し、居場所の役割を備えた「土曜塾」を開催し、学習の場を提供する。	子育て支援課
5	2	ひとり親家庭等 自立支援事業 (こどもの学習支援事業: 土曜塾プラス)	経済的な理由により塾に通えないなど十分な学習の機会を得られない高校生に対し、学力の向上を目的とした講座を実施し、進学を後押しして将来の進路選択を広げ、貧困の連鎖を断ち切る。	子育て支援課
5	2	ひとり親家庭等 自立支援事業 (こどもの学習支援事業: 模試費用、受験料支援)	進学段階で貧困の連鎖を断ち切るため、児童扶養手当受給世帯や経済的に困っている世帯の高校3年生と中学3年生に対して、模試費用、受験料の補助を行うことで、進学に向けたチャレンジを後押しする。	子育て支援課
5	2	ひとり親家庭等 自立支援事業 (ひとり親家庭等 日常生活支援事業)	ひとり親家庭等が疾病や事故等の事由により一時的に生活援助が必要な場合、日常生活を支援する者を派遣し、当該世帯の生活の安定を図る。	子育て支援課
5	2	ひとり親家庭等 自立支援事業 (ひとり親家庭自立支援 プログラム策定事業)	児童扶養手当を受給している方等の就職や自立に向けた支援を行うために、自立支援プログラムを策定する。	子育て支援課
5	2	ひとり親家庭等 自立支援事業 (高等職業訓練促進 給付金等支給事業)	国家資格等の専門的な資格取得を目指し、養成機関で6か月以上のカリキュラムを修業し、資格取得が見込まれる方に安定した就学環境を提供するために促進給付金等を支給する。	子育て支援課
5	2	ひとり親家庭等 自立支援事業 (自立支援教育訓練 給付金支給事業)	自立支援を目的に就労を前提とし、該当講座を受講した場合に資格取得後受講料の一部を助成する。	子育て支援課
5	2	ひとり親家庭等 自立支援事業 (就業支援講習会等事業)	ひとり親家庭の親とその子及び寡婦を対象に、パソコン講習等、就労に際して必要な知識や技能を身に付ける講習を実施する。	子育て支援課
5	2	ひとり親家庭等 自立支援事業 (高等学校卒業程度 認定試験合格支援 給付金支給事業)	高等学校を卒業していない(中退を含む。)ひとり親家庭の親またはその扶養する児童が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指し、適職に就くため必要と認められた場合に受講料の一部を助成する。	子育て支援課
5	2	ひとり親家庭等 自立支援事業 (専門相談員による 相談の実施)	養育費の取り決めや確保、こどもの親子交流について、専門相談員による相談を実施する。	子育て支援課
5	2	ひとり親家庭等 自立支援事業 (母子・父子自立支援員等 による相談の充実)	ひとり親家庭等を対象に、生活・住居・こどもの養育や教育等について総合的な相談等を行う。	子育て支援課
5	2	ひとり親家庭等 自立支援事業 (「ひとり親家庭のしおり」 等を通じた情報提供)	「ひとり親家庭のしおり」を市の関係窓口等で配布するとともに、市ホームページで各種制度の周知に努める。離婚届提出時に保険、年金、各手当等の受給手続きに漏れないようチラシによる案内を行う。	子育て支援課
5	2	ひとり親家庭等 自立支援事業 (養育費に関する 情報提供と 広報・啓発活動)	養育費の取得手続きなどについて、情報提供をする。「ひとり親家庭のしおり」の配布等により、養育費の支払(取得)に関する啓発を行う。養育費について、相談から取得まで一貫した支援を行う。	子育て支援課

こども計画		取組事業	事業概要	担当課
基本方針	推進施策			
5	2	ひとり親家庭等自立支援事業 (親子交流に関する情報提供と広報・啓発活動)	こどもの立場からの親子交流について、広報・啓発をする。	子育て支援課
5	2	【従】児童扶養手当支給事業	ひとり親家庭の生活の安定と自立を促し、児童の福祉の増進を図ることを目的に、児童扶養手当を支給する。	子育て支援課
5	2	【従】女性相談支援事業	DVをはじめ、女性のいろいろな悩みごとについての相談に応じ、関係機関を紹介するとともに、必要な指導を行う。	子育て支援課
5	2	【従】市営住宅への入居優遇措置	子育て世帯については、入居収入基準を緩和する。募集戸数の中に優先世帯専用の戸数枠を設けることにより、母子父子世帯・子育て世帯・多子世帯が、一般世帯より優先して抽選できる取扱いを行う。	住宅課
5	3	児童扶養手当支給事業 (民生委員児童委員等との連携強化)	民生児童委員が地域のひとり親家庭等に対し相談に応じ、福祉制度の紹介や関係資料の作成を行うとともに、必要に応じて関係機関へつなぐ。	子育て支援課
5	3	女性相談支援事業 (関係機関・団体との連携強化)	必要に応じて、県や警察等の関係機関との連携による支援を行う。	子育て支援課
5	3	重層的支援体制整備事業	各相談支援機関の連携を強化し、世代や属性を問わない、より質の高い相談支援を行う。	長寿福祉課
5	3	【従】要保護児童対策事業	要保護児童等への継続支援、総合的な支援、予防的支援を実施するため、医療・保健・福祉・学校等の関係機関で構成する要保護児童対策地域協議会の連携強化や体制整備を進める。	こども相談課
5	3	【従】障がい児相談窓口事業	障がいの有無を問わず、こどもの発達について幅広く相談を受け、関係機関と連携しながら必要な支援につなげる。	障がい福祉課

第4章 個別計画記載事項

教育・保育の量の見込みと確保の内容等

(1) 幼児期の教育及び乳幼児期の保育の充実

① 教育・保育提供区域の設定

地理的条件や社会的条件、就学前児童数、待機児童数等の条件、教育・保育を提供するための施設の整備状況等を総合的に勘案し、第2期計画に引き続き教育・保育提供区域を以下の9区域とします。

■教育・保育提供区域

区域名	面積 (km ²)	人口 (人)	就学前 児童数 (人)	認定 こども 園数(園)	認定こども園 定員数(人)		幼稚園数 (園)	幼稚園 定員数 (人)	保育所数 (園)	保育所 定員数 (人)	地域型保 育事業施 設数(園)	地域型保 育事業施 設定員数 (人)	保育所等 待機児童 数(人)	保育所等 入所待ち 児童数 (人)
					幼稚園 機能	保育所 機能								
①中心部	17.91	121,674	4,153	15	1,021	1,207	4	710	10	1,050	9	156	0	72
②北東部	96.94	37,855	1,425	2	85	70	3	336	3	250	1	19	0	13
③東部	42.43	72,986	3,464	8	785	606	2	200	4	390	6	134	0	51
④南部	59.36	76,787	3,428	9	1,238	884	5	1,280	4	680	7	133	0	59
⑤西部	24.10	81,310	3,839	3	198	500	4	1,735	6	530	4	73	0	65
⑥北西部	17.22	26,160	816	3	171	250	2	356	4	340	0	0	0	13
⑦北部	31.62	53,074	2,280	5	66	250	4	375	7	510	5	55	0	25
⑧北条	102.13	25,017	766	4	221	171	1	25	6	380	1	13	0	0
⑨中島	37.35	3,024	38	1	1	20	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	429.06	497,887	20,209	50	3,786	3,958	25	5,017	44	4,130	33	583	0	298

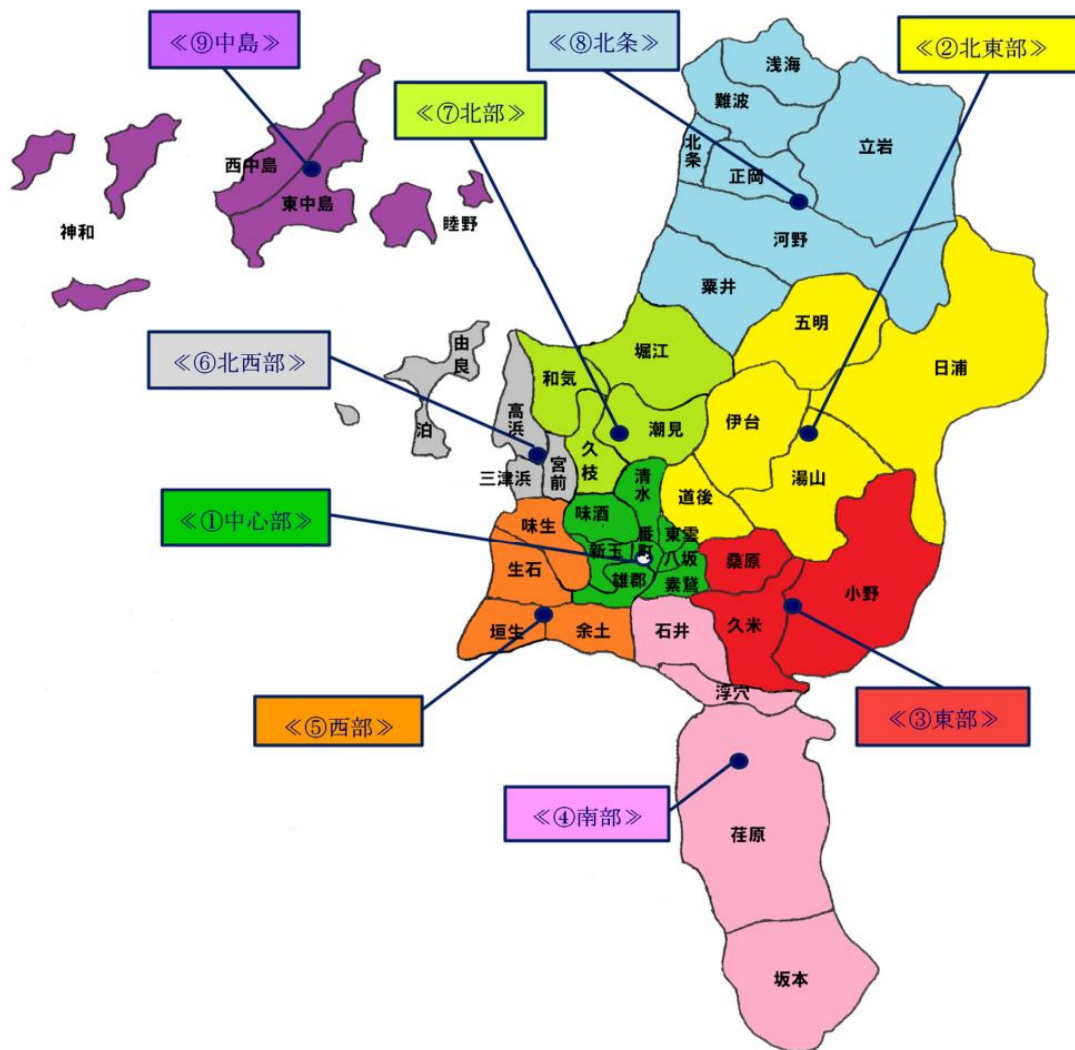
令和6年4月1日現在

地域型保育事業実施施設定員数には、事業所内保育事業の従業員枠を含めない

※子ども・子育て支援事業計画の中で、「こども」とは、概ね18歳以下のこどもをいいます。

■地区別教育・保育提供区域

区域名	地区
①中心部	番町、八坂、東雲、素鷲、雄郡、新玉、味酒、清水
②北東部	湯山、日浦、五明、伊台、道後
③東部	久米、小野、桑原
④南部	石井、浮穴、荏原、坂本
⑤西部	余土、垣生、生石、味生
⑥北西部	宮前、三津浜、高浜、由良、泊
⑦北部	和気、潮見、堀江、久枝
⑧北条	浅海、立岩、難波、正岡、北条、河野、粟井
⑨中島	睦野、東中島、西中島、神和



② 量の見込みと確保方策及び実施時期

本市の教育・保育の利用の現状分析と今後の利用希望調査(ニーズ調査)の実施結果を踏まえ、総合的に量の見込みを設定します。

なお、設定した量の見込みと確保方策に大きな乖離^{かい}がある場合は、計画の中間年度を目途に、見直しを行います。

■量の見込みと確保方策

設定した9つの区域ごとに、幼児期の学校教育及び乳幼児期の保育の量の見込みと確保方策を設定します。また、それぞれ認定区分(1号～3号)ごとに設定します。

認定区分	備考
1号	こどもが満3歳以上で、教育を希望する場合
2号	こどもが満3歳以上で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する場合
3号	こどもが満3歳未満で、「保育の必要な事由」に該当し、保育を希望する場合

■保育利用率

満3歳未満のこどもの数全体に占める、満3歳未満の保育を必要とするこどもに対する利用定員数(=保育利用率※1)を、以下のとおり設定します。

	1年目 令和7年度	2年目 令和8年度	3年目 令和9年度	4年目 令和10年度	5年目 令和11年度	参考 令和6年度
3号認定の利用定員数	3,804	3,831	3,898	3,937	3,991	3,720
満3歳未満のこどもの数	9,204	9,019	9,052	8,887	8,733	9,461
保育利用率(※1)	41.3%	42.5%	43.1%	44.3%	45.7%	39.3%

※1:各年度の満3歳未満の保育を必要とするこどもに対する利用定員数/満3歳未満のこどもの数全体

【市内全体】

単位：人

	1年目（令和7年度）						2年目（令和8年度）							
	教育		保育				合計	教育		保育				合計
	【1号】	【2号】	【3号】			【1号】		【2号】	【3号】					
	3歳以上	3歳以上	3歳未満			3歳以上		3歳以上	3歳未満					
			0歳	1歳	2歳				0歳	1歳	2歳			
教育標準 時間認定	保育認定	保育認定			教育標準 時間認定	保育認定		保育認定						
①量の見込み	5,201	4,812	307	1,512	1,653	8,284	4,801	4,858	311	1,669	1,574	8,412		
			3,472						3,554					
②確保の内容	特定教育・保育施設	5,495	4,974	537	1,324	1,383	8,218	5,495	4,974	510	1,411	1,350	8,245	
	確認を受けない幼稚園	3,309						3,309						
	特定地域型保育事業		23	146	206	208	583		23	146	206	208	583	
	企業主導型保育事業		180	77	122	125	504		180	77	122	125	504	
	計	8,804	5,177	760	1,652	1,716	9,305	8,804	5,177	733	1,739	1,683	9,332	
②-①	3,603	365	453	140	63	1,021	4,003	319	422	70	109	920		
			656						601					

	3年目（令和9年度）						4年目（令和10年度）							
	教育		保育				合計	教育		保育				合計
	【1号】	【2号】	【3号】			【1号】		【2号】	【3号】					
	3歳以上	3歳以上	3歳未満			3歳以上		3歳以上	3歳未満					
			0歳	1歳	2歳				0歳	1歳	2歳			
教育標準 時間認定	保育認定	保育認定			教育標準 時間認定	保育認定		保育認定						
①量の見込み	4,357	4,831	315	1,717	1,720	8,583	4,034	4,897	320	1,763	1,755	8,735		
			3,752						3,838					
②確保の内容	特定教育・保育施設	5,495	4,986	450	1,456	1,432	8,324	5,495	5,028	436	1,478	1,463	8,405	
	確認を受けない幼稚園	3,309						3,309						
	特定地域型保育事業		23	146	206	208	583		23	146	206	208	583	
	企業主導型保育事業		180	77	122	125	504		180	77	122	125	504	
	計	8,804	5,189	673	1,784	1,765	9,411	8,804	5,231	659	1,806	1,796	9,492	
②-①	4,447	358	358	67	45	828	4,770	334	339	43	41	757		
			470						423					

	5年目（令和11年度）						（参考）令和6年度実績（在園児数）							
	教育		保育				合計	教育		保育				合計
	【1号】	【2号】	【3号】			【1号】		【2号】	【3号】					
	3歳以上	3歳以上	3歳未満			3歳以上		3歳以上	3歳未満					
			0歳	1歳	2歳				0歳	1歳	2歳			
教育標準 時間認定	保育認定	保育認定			教育標準 時間認定	保育認定		保育認定						
①量の見込み	3,728	4,984	324	1,810	1,786	8,904	5,563	4,938	256	1,555	1,670	8,419		
			3,920						3,481					
②確保の内容	特定教育・保育施設	5,496	5,071	425	1,518	1,488	8,502	5,494	4,928	621	1,266	1,273	8,088	
	確認を受けない幼稚園	3,309						3,309						
	特定地域型保育事業		23	146	206	208	583		23	146	206	208	583	
	企業主導型保育事業		180	77	122	125	504		180	77	122	125	504	
	計	8,805	5,274	648	1,846	1,821	9,589	8,803	5,131	844	1,594	1,606	9,175	
②-①	5,077	290	324	36	35	685	3,240	193	588	39	▲64	756		
			395						563					

【①中心部】

単位：人

		1年目（令和7年度）						2年目（令和8年度）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み		945	1,310	79	416	458	2,263	866	1,305	76	455	432	2,268
				953						963			
②確保の内容	特定教育・保育施設	1,261	1,281	181	397	398	2,257	1,261	1,281	181	397	398	2,257
	確認を受けない幼稚園	470						470					
	特定地域型保育事業			46	55	55	156			46	55	55	156
	企業主導型保育事業		54	38	57	57	206		54	38	57	57	206
	計	1,731	1,335	265	509	510	2,619	1,731	1,335	265	509	510	2,619
②-①		786	25	186	93	52	356	865	30	189	54	78	351
				331					321				

		3年目（令和9年度）						4年目（令和10年度）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み		781	1,281	74	464	469	2,288	716	1,288	72	472	474	2,306
				1,007						1,018			
②確保の内容	特定教育・保育施設	1,261	1,281	181	397	398	2,257	1,261	1,281	181	397	398	2,257
	確認を受けない幼稚園	470						470					
	特定地域型保育事業			46	55	55	156			46	55	55	156
	企業主導型保育事業		54	38	57	57	206		54	38	57	57	206
	計	1,731	1,335	265	509	510	2,619	1,731	1,335	265	509	510	2,619
②-①		950	54	191	45	41	331	1,015	47	193	37	36	313
				277					266				

		5年目（令和11年度）						（参考）令和6年度実績（在園児数）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み		655	1,296	70	481	479	2,326	1,051	1,360	69	434	473	2,336
				1,030						976			
②確保の内容	特定教育・保育施設	1,261	1,281	181	397	398	2,257	1,261	1,281	181	397	398	2,257
	確認を受けない幼稚園	470						470					
	特定地域型保育事業			46	55	55	156			46	55	55	156
	企業主導型保育事業		54	38	57	57	206		54	38	57	57	206
	計	1,731	1,335	265	509	510	2,619	1,731	1,335	265	509	510	2,619
②-①		1,076	39	195	28	31	293	680	▲25	196	75	37	283
				254					308				

【②北東部】

単位：人

		1年目（令和7年度）						2年目（令和8年度）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
				保育認定						保育認定			
①量の見込み		277	185	11	56	58	310	252	189	13	63	57	322
				125						133			
②確保の内容	特定教育・保育施設	277	213	18	47	48	326	277	213	15	52	49	329
	確認を受けない幼稚園	144						144					
	特定地域型保育事業			3	8	8	19			3	8	8	19
	企業主導型保育事業		12	2	3	4	21		12	2	3	4	21
	計	421	225	23	58	60	366	421	225	20	63	61	369
②-①		144	40	12	2	2	56	169	36	7	0	4	47
				16						11			

		3年目（令和9年度）						4年目（令和10年度）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
				保育認定						保育認定			
①量の見込み		227	192	14	66	63	335	205	197	15	68	65	345
				143						148			
②確保の内容	特定教育・保育施設	277	213	12	55	52	332	277	213	12	57	53	335
	確認を受けない幼稚園	144						144					
	特定地域型保育事業			3	8	8	19			3	8	8	19
	企業主導型保育事業		12	2	3	4	21		12	2	3	4	21
	計	421	225	17	66	64	372	421	225	17	68	65	375
②-①		194	33	3	0	1	37	216	28	2	0	0	30
				4						2			

		5年目（令和11年度）						（参考）令和6年度実績（在園児数）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
				保育認定						保育認定			
①量の見込み		187	201	17	71	67	356	295	190	7	58	59	314
				155						124			
②確保の内容	特定教育・保育施設	277	213	12	60	55	340	277	213	24	41	42	320
	確認を受けない幼稚園	144						144					
	特定地域型保育事業			3	8	8	19			3	8	8	19
	企業主導型保育事業		12	2	3	4	21		12	2	3	4	21
	計	421	225	17	71	67	380	421	225	29	52	54	360
②-①		234	24	0	0	0	24	126	35	22	▲6	▲5	46
				0						11			

【③東部】

単位：人

		1年目（令和7年度）						2年目（令和8年度）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
				保育認定						保育認定			
①量の見込み		590	663	45	202	221	1,131	503	705	48	228	215	1,196
				468					491				
②確保の内容	特定教育・保育施設	985	643	52	145	162	1,002	985	643	43	169	156	1,011
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	特定地域型保育事業		23	27	42	42	134		23	27	42	42	134
	企業主導型保育事業		55	8	17	17	97		55	8	17	17	97
	計	985	721	87	204	221	1,233	985	721	78	228	215	1,242
②-①		395	58	42	2	0	102	482	16	30	0	0	46
				44					30			30	

		3年目（令和9年度）						4年目（令和10年度）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
				保育認定						保育認定			
①量の見込み		414	733	51	240	240	1,264	337	775	54	251	250	1,330
				531					555				
②確保の内容	特定教育・保育施設	985	655	22	186	181	1,044	985	697	19	192	191	1,099
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	特定地域型保育事業		23	27	42	42	134		23	27	42	42	134
	企業主導型保育事業		55	8	17	17	97		55	8	17	17	97
	計	985	733	57	245	240	1,275	985	775	54	251	250	1,330
②-①		571	0	6	5	0	11	648	0	0	0	0	0
				11					0			0	

		5年目（令和11年度）						（参考）令和6年度実績（在園児数）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
				保育認定						保育認定			
①量の見込み		264	818	56	262	259	1,395	636	688	35	201	219	1,143
				577					455				
②確保の内容	特定教育・保育施設	985	740	21	203	200	1,164	985	643	58	147	148	996
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	特定地域型保育事業		23	27	42	42	134		23	27	42	42	134
	企業主導型保育事業		55	8	17	17	97		55	8	17	17	97
	計	985	818	56	262	259	1,395	985	721	93	206	207	1,227
②-①		721	0	0	0	0	0	349	33	58	5	▲12	84
				0					51			51	

【④南部】

単位：人

		1年目（令和7年度）						2年目（令和8年度）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み		1,483	919	62	310	319	1,610	1,404	920	64	344	304	1,632
				691					712				
②確保の内容	特定教育・保育施設	1,558	962	131	240	243	1,576	1,558	962	122	270	231	1,585
	確認を受けない幼稚園	960						960					
	特定地域型保育事業			34	49	50	133			34	49	50	133
	企業主導型保育事業		20	17	25	26	88		20	17	25	26	88
	計	2,518	982	182	314	319	1,797	2,518	982	173	344	307	1,806
②-①		1,035	63	120	4	0	187	1,114	62	109	0	3	174
				124					112				
		3年目（令和9年度）						4年目（令和10年度）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み		1,308	908	65	356	331	1,660	1,251	912	67	367	338	1,684
				752					772				
②確保の内容	特定教育・保育施設	1,558	962	104	282	255	1,603	1,558	962	95	293	262	1,612
	確認を受けない幼稚園	960						960					
	特定地域型保育事業			34	49	50	133			34	49	50	133
	企業主導型保育事業		20	17	25	26	88		20	17	25	26	88
	計	2,518	982	155	356	331	1,824	2,518	982	146	367	338	1,833
②-①		1,210	74	90	0	0	164	1,267	70	79	0	0	149
				90					79				
		5年目（令和11年度）						（参考）令和6年度実績（在園児数）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み		1,195	919	69	379	344	1,711	1,584	950	51	312	316	1,629
				792					679				
②確保の内容	特定教育・保育施設	1,558	962	86	305	268	1,621	1,558	962	143	229	230	1,564
	確認を受けない幼稚園	960						960					
	特定地域型保育事業			34	49	50	133			34	49	50	133
	企業主導型保育事業		20	17	25	26	88		20	17	25	26	88
	計	2,518	982	137	379	344	1,842	2,518	982	194	303	306	1,785
②-①		1,323	63	68	0	0	131	934	32	143	▲9	▲10	156
				68					124				

【⑤西部】

単位：人

		1年目（令和7年度）						2年目（令和8年度）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
				保育認定						保育認定			
①量の見込み		1,039	662	50	207	234	1,153	975	653	52	226	224	1,155
				491							502		
②確保の内容	特定教育・保育施設	198	668	37	167	188	1,060	198	668	34	181	180	1,063
	確認を受けない幼稚園	1,735						1,735					
	特定地域型保育事業			19	27	27	73			19	27	27	73
	企業主導型保育事業		39	11	18	19	87		39	11	18	19	87
	計	1,933	707	67	212	234	1,220	1,933	707	64	226	226	1,223
②-①		894	45	17	5	0	67	958	54	12	0	2	68
				22							14		

		3年目（令和9年度）						4年目（令和10年度）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
				保育認定						保育認定			
①量の見込み		902	635	54	231	246	1,166	850	630	56	235	252	1,173
				531							543		
②確保の内容	特定教育・保育施設	198	668	25	186	200	1,079	198	668	26	190	206	1,090
	確認を受けない幼稚園	1,735						1,735					
	特定地域型保育事業			19	27	27	73			19	27	27	73
	企業主導型保育事業		39	11	18	19	87		39	11	18	19	87
	計	1,933	707	55	231	246	1,239	1,933	707	56	235	252	1,250
②-①		1,031	72	1	0	0	73	1,083	77	0	0	0	77
				1							0		

		5年目（令和11年度）						（参考）令和6年度実績（在園児数）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
				保育認定						保育認定			
①量の見込み		801	630	58	239	258	1,185	1,111	679	45	210	230	1,164
				555							485		
②確保の内容	特定教育・保育施設	198	668	28	194	212	1,102	198	668	67	147	148	1,030
	確認を受けない幼稚園	1,735						1,735					
	特定地域型保育事業			19	27	27	73			19	27	27	73
	企業主導型保育事業		39	11	18	19	87		39	11	18	19	87
	計	1,933	707	58	239	258	1,262	1,933	707	97	192	194	1,190
②-①		1,132	77	0	0	0	77	822	28	52	▲18	▲36	26
				0							▲2		

【⑥北西部】

単位：人

		1年目（令和7年度）						2年目（令和8年度）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
				保育認定						保育認定			
①量の見込み		343	271	13	81	96	461	302	284	12	90	93	479
				190						195			
②確保の内容	特定教育・保育施設	527	343	40	103	104	590	527	343	40	103	104	590
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	特定地域型保育事業			0	0	0	0			0	0	0	0
	企業主導型保育事業		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
計		527	343	40	103	104	590	527	343	40	103	104	590
②-①		184	72	27	22	8	129	225	59	28	13	11	111
				57						52			

		3年目（令和9年度）						4年目（令和10年度）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
				保育認定						保育認定			
①量の見込み		260	291	12	92	103	498	223	302	12	95	107	516
				207						214			
②確保の内容	特定教育・保育施設	527	343	40	103	104	590	527	343	40	100	107	590
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	特定地域型保育事業			0	0	0	0			0	0	0	0
	企業主導型保育事業		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
計		527	343	40	103	104	590	527	343	40	100	107	590
②-①		267	52	28	11	1	92	304	41	28	5	0	74
				40						33			

		5年目（令和11年度）						（参考）令和6年度実績（在園児数）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
				保育認定						保育認定			
①量の見込み		189	316	11	98	110	535	377	265	14	82	97	458
				219						193			
②確保の内容	特定教育・保育施設	527	343	37	103	110	593	527	343	40	103	104	590
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	特定地域型保育事業			0	0	0	0			0	0	0	0
	企業主導型保育事業		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
計		527	343	37	103	110	593	527	343	40	103	104	590
②-①		338	27	26	5	0	58	150	78	26	21	7	132
				31						54			

【⑦北部】

単位：人

		1年目（令和7年度）						2年目（令和8年度）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み		333	499	39	168	172	878	313	499	39	184	160	882
				379					383				
②確保の内容	特定教育・保育施設	441	499	41	147	149	836	441	499	38	161	141	839
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	特定地域型保育事業			13	21	21	55			13	21	21	55
	企業主導型保育事業		0	1	2	2	5		0	1	2	2	5
計		441	499	55	170	172	896	441	499	52	184	164	899
②-①		108	0	16	2	0	18	128	0	13	0	4	17
				18					17				

		3年目（令和9年度）						4年目（令和10年度）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み		291	491	39	188	171	889	276	492	40	193	170	895
				398					403				
②確保の内容	特定教育・保育施設	441	499	32	166	148	845	441	499	29	170	150	848
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	特定地域型保育事業			13	21	21	55			13	21	21	55
	企業主導型保育事業		0	1	2	2	5		0	1	2	2	5
計		441	499	46	189	171	905	441	499	43	193	173	908
②-①		150	8	7	1	0	16	165	7	3	0	3	13
				8					6				

		5年目（令和11年度）						（参考）令和6年度実績（在園児数）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
①量の見込み		261	497	40	197	169	903	363	511	29	184	177	901
				406					390				
②確保の内容	特定教育・保育施設	441	499	29	174	146	848	441	453	71	118	118	760
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	特定地域型保育事業			13	21	21	55			13	21	21	55
	企業主導型保育事業		0	1	2	2	5		0	1	2	2	5
計		441	499	43	197	169	908	441	453	85	141	141	820
②-①		180	2	3	0	0	5	78	▲58	56	▲43	▲36	▲81
				3					▲23				

【⑧北条】

単位：人

		1年目（令和7年度）						2年目（令和8年度）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
				保育認定						保育認定			
①量の見込み		189	290	8	71	93	462	184	291	7	78	88	464
				172						173			
②確保の内容	特定教育・保育施設	246	350	37	76	88	551	246	350	37	76	88	551
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	特定地域型保育事業			4	4	5	13			4	4	5	13
	企業主導型保育事業		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
計		246	350	41	80	93	564	246	350	41	80	93	564
②-①		57	60	33	9	0	102	62	59	34	2	5	100
				42						41			

		3年目（令和9年度）						4年目（令和10年度）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
				保育認定						保育認定			
①量の見込み		172	289	6	79	96	470	174	290	4	81	98	473
				181						183			
②確保の内容	特定教育・保育施設	246	350	34	79	91	554	246	350	34	77	93	554
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	特定地域型保育事業			4	4	5	13			4	4	5	13
	企業主導型保育事業		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
計		246	350	38	83	96	567	246	350	38	81	98	567
②-①		74	61	32	4	0	97	72	60	34	0	0	94
				36						34			

		5年目（令和11年度）						（参考）令和6年度実績（在園児数）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
				保育認定						保育認定			
①量の見込み		173	295	3	82	100	480	144	282	6	73	96	457
				185						175			
②確保の内容	特定教育・保育施設	246	350	31	80	96	557	246	350	37	82	82	551
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	特定地域型保育事業			4	4	5	13			4	4	5	13
	企業主導型保育事業		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
計		246	350	35	84	101	570	246	350	41	86	87	564
②-①		73	55	32	2	1	90	102	68	35	13	▲9	107
				35						39			

【⑨中島】

単位：人

		1年目（令和7年度）						2年目（令和8年度）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
				保育認定						保育認定			
①量の見込み		2	13	0	1	2	16	2	12	0	1	1	14
②確保の内容	特定教育・保育施設	2	15	0	2	3	20	2	15	0	2	3	20
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	特定地域型保育事業			0	0	0	0			0	0	0	0
	企業主導型保育事業		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
	計	2	15	0	2	3	20	2	15	0	2	3	20
②-①		0	2	0	1	1	4	0	3	0	1	2	6
				2						3			

		3年目（令和9年度）						4年目（令和10年度）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
				保育認定						保育認定			
①量の見込み		2	11	0	1	1	13	2	11	0	1	1	13
②確保の内容	特定教育・保育施設	2	15	0	2	3	20	2	15	0	2	3	20
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	特定地域型保育事業			0	0	0	0			0	0	0	0
	企業主導型保育事業		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
	計	2	15	0	2	3	20	2	15	0	2	3	20
②-①		0	4	0	1	2	7	0	4	0	1	2	7
				3						3			

		5年目（令和11年度）						（参考）令和6年度実績（在園児数）					
		教育		保育				教育		保育			
		【1号】	【2号】	【3号】			合計	【1号】	【2号】	【3号】			合計
		3歳以上	3歳以上	3歳未満				3歳以上	3歳以上	3歳未満			
		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳		教育標準 時間認定	保育認定	0歳	1歳	2歳	
				保育認定						保育認定			
①量の見込み		3	12	0	1	0	13	2	13	0	1	3	17
②確保の内容	特定教育・保育施設	3	15	0	2	3	20	1	15	0	2	3	20
	確認を受けない幼稚園	0						0					
	特定地域型保育事業			0	0	0	0			0	0	0	0
	企業主導型保育事業		0	0	0	0	0		0	0	0	0	0
	計	3	15	0	2	3	20	1	15	0	2	3	20
②-①		0	3	0	1	3	7	▲1	2	0	1	0	3
				4						1			

(2) 地域子ども・子育て支援事業の充実

① 提供区域の設定

教育・保育提供区域である9区域を基本としますが、事業ごとに利用実態が異なることから以下のとおり設定します。

■地域子ども・子育て支援事業の提供区域

事業	区域設定
(1)利用者支援事業	市内全域(市内1区域)
(2)延長保育事業	教育・保育提供区域(9区域)
(3)児童クラブ運営事業(放課後児童健全育成事業)	教育・保育提供区域(9区域)
(4)子育て短期支援事業 (ショートステイ、トワイライトステイ事業)	市内全域(市内1区域)
(5)乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)	市内全域(市内1区域)
(6)養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の 支援に資する事業	市内全域(市内1区域)
(7)地域子育て支援拠点事業	市内全域(市内1区域)
(8)一時預かり事業	教育・保育提供区域(9区域)
(9)病児・病後児保育事業	市内全域(市内1区域)
(10)子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	市内全域(市内1区域)
(11)妊婦一般健康診査事業	市内全域(市内1区域)
(12)実費徴収に係る補足給付を行う事業	市内全域(市内1区域)
(13)多様な事業者の参入促進・能力活用事業	市内全域(市内1区域)
(14)子育て世帯訪問支援事業	市内全域(市内1区域)
(15)親子関係形成支援事業	市内全域(市内1区域)
(16)児童育成支援拠点事業	市内全域(市内1区域)
(17)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)	市内全域(市内1区域)
(18)妊婦包括相談支援事業	市内全域(市内1区域)
(19)産後ケア事業	市内全域(市内1区域)

② 量の見込みと確保方策

本市の地域子ども・子育て支援事業の利用の現状分析と今後の利用希望調査(ニーズ調査)の実施結果を踏まえ、総合的に量の見込みを設定します。

なお、設定した量の見込みと確保方策に大きな乖離^{かい}がある場合は、計画の中間年度を目途に、見直しを行います。

(1) 利用者支援事業

認定こども園・幼稚園・保育所などの教育・保育施設や、一時預かり事業などの地域子ども・子育て支援事業等について、保護者がニーズに応じたサービスを利用できるように相談を受けるほか、子育てに関する情報提供を行います。また、こども家庭センターとして、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行います。

【①-1 基本型】

単位：箇所

		1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	基本型	2	2	2	2	2	1
②確保の内容	基本型	2	2	2	2	2	
②-①		0	0	0	0	0	

【①-2 地域子育て相談機関】

(※利用者支援事業(基本型)の財政支援を受けていない地域子育て相談機関も含む)

単位：箇所

		1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	地域子育て相談機関型	31	31	31	31	31	-
②確保の内容	地域子育て相談機関型	31	31	31	31	31	
②-①		0	0	0	0	0	

【② 特定型】

単位：箇所

		1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	特定型	1	1	1	1	1	2
②確保の内容	特定型	1	1	1	1	1	
②-①		0	0	0	0	0	

【③ こども家庭センター型】

単位：箇所

		1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	こども家庭センター型	6	6	6	6	6	-
②確保の内容	こども家庭センター型	6	6	6	6	6	
②-①		0	0	0	0	0	

(2) 延長保育事業

就労形態の多様化に伴う保育需要に対応するため、通常保育を延長した保育を行います。

【市内全体】

単位：人（実人数）

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
①量の見込み	3,477	3,528	3,593	3,651	3,718	3,486	3,538
②確保の内容	3,477	3,528	3,593	3,651	3,718		
②-①	0	0	0	0	0		

【①中心部】

単位：人（実人数）

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
①量の見込み	1,075	1,078	1,087	1,096	1,105	1,092	1,110
②確保の内容	1,075	1,078	1,087	1,096	1,105		
②-①	0	0	0	0	0		

【②北東部】

単位：人（実人数）

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
①量の見込み	137	143	148	153	158	126	139
②確保の内容	137	143	148	153	158		
②-①	0	0	0	0	0		

【③東部】

単位：人（実人数）

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
①量の見込み	353	374	395	415	436	347	357
②確保の内容	353	374	395	415	436		
②-①	0	0	0	0	0		

【④南部】

単位：人（実人数）

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
①量の見込み	728	738	751	761	774	704	737
②確保の内容	728	738	751	761	774		
②-①	0	0	0	0	0		

【⑤西部】

単位：人（実人数）

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
①量の見込み	418	419	423	425	430	473	422
②確保の内容	418	419	423	425	430		
②-①	0	0	0	0	0		

【⑥北西部】

単位：人（実人数）

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
①量の見込み	203	211	219	227	235	182	202
②確保の内容	203	211	219	227	235		
②-①	0	0	0	0	0		

【⑦北部】

単位：人（実人数）

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
①量の見込み	381	382	385	388	391	367	391
②確保の内容	381	382	385	388	391		
②-①	0	0	0	0	0		

【⑧北条】

単位：人（実人数）

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
①量の見込み	182	183	185	186	189	195	180
②確保の内容	182	183	185	186	189		
②-①	0	0	0	0	0		

【⑨中島】

単位：人（実人数）

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
①量の見込み	0	0	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0		
②-①	0	0	0	0	0		

(3) 児童クラブ運営事業(放課後児童健全育成事業)

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校の児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供します。入会児童の増加に対応するため、専用施設の増設などを行い、量と質の向上に取り組めます。

【市内全体】

単位：人

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	6,699	6,662	6,593	6,591	6,612	6,156
1年生	2,014	1,944	1,929	1,984	1,992	
2年生	1,832	1,838	1,769	1,760	1,812	
3年生	1,460	1,456	1,460	1,412	1,401	
4年生	854	872	875	875	844	
5年生	374	378	385	385	386	
6年生	165	174	175	175	177	
②確保の内容	6,699	6,662	6,593	6,591	6,612	
②-①	0	0	0	0	0	

※令和5年度実績は、公設+民間の数を計上。(以下、各区域同様)

【①中心部】

単位：人

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	1,336	1,304	1,281	1,279	1,232	1,249
1年生	433	373	386	398	348	
2年生	353	389	335	347	358	
3年生	247	244	268	231	239	
4年生	173	160	158	174	150	
5年生	89	95	88	87	95	
6年生	41	43	46	42	42	
②確保の内容	1,336	1,304	1,281	1,279	1,232	
②-①	0	0	0	0	0	

【②北東部】

単位：人

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	456	449	445	451	449	393
1年生	132	125	128	137	127	
2年生	128	127	120	123	132	
3年生	96	96	95	90	92	
4年生	52	53	53	52	50	
5年生	32	31	32	32	31	
6年生	16	17	17	17	17	
②確保の内容	456	449	445	451	449	
②-①	0	0	0	0	0	

【③東部】

単位：人

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	1,130	1,136	1,135	1,117	1,156	997
1年生	327	319	323	305	364	
2年生	328	321	312	317	299	
3年生	231	239	234	228	231	
4年生	155	169	175	171	167	
5年生	63	60	65	68	66	
6年生	26	28	26	28	29	
②確保の内容	1,130	1,136	1,135	1,117	1,156	
②-①	0	0	0	0	0	

【④南部】

単位：人

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	1,074	1,064	1,062	1,070	1,063	1,036
1年生	333	324	329	338	324	
2年生	292	296	287	293	300	
3年生	265	253	257	250	254	
4年生	127	134	128	130	126	
5年生	45	45	48	45	46	
6年生	12	12	13	14	13	
②確保の内容	1,074	1,064	1,062	1,070	1,063	
②-①	0	0	0	0	0	

【⑤西部】

単位：人

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	1,349	1,346	1,328	1,327	1,331	1,254
1年生	370	367	359	376	376	
2年生	360	340	337	329	345	
3年生	312	324	307	304	297	
4年生	194	198	206	195	193	
5年生	71	72	74	77	72	
6年生	42	45	45	46	48	
②確保の内容	1,349	1,346	1,328	1,327	1,331	
②-①	0	0	0	0	0	

【⑥北西部】

単位：人

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	310	323	317	312	324	255
1年生	104	115	100	104	120	
2年生	108	92	102	89	92	
3年生	57	69	59	65	57	
4年生	25	31	38	32	35	
5年生	13	12	15	18	15	
6年生	3	4	3	4	5	
②確保の内容	310	323	317	312	324	
②-①	0	0	0	0	0	

【⑦北部】

単位：人

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	703	711	707	705	727	622
1年生	231	241	226	226	253	
2年生	174	185	193	181	181	
3年生	171	156	166	174	163	
4年生	80	80	73	78	82	
5年生	32	34	34	31	34	
6年生	15	15	15	15	14	
②確保の内容	703	711	707	705	727	
②-①	0	0	0	0	0	

【⑧北条】

単位：人

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	341	329	318	330	330	350
1年生	84	80	78	100	80	
2年生	89	88	83	81	105	
3年生	81	75	74	70	68	
4年生	48	47	44	43	41	
5年生	29	29	29	27	27	
6年生	10	10	10	9	9	
②確保の内容	341	329	318	330	330	
②-①	0	0	0	0	0	

【⑨中島】

単位：人

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	0	0	0	0	0	0
②確保の内容	0	0	0	0	0	
②-①	0	0	0	0	0	

(4) 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ事業)

保護者の病気、疲労等により家庭で養育することが一時的に困難になった児童を保護します。
また、夫等の暴力から一時的に逃れるためや経済的な理由により緊急一時的に保護が必要になった母子の保護を行います。今後もこども・子育てサイト等で周知に努め、利用を促進します。

単位：人日

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	623	607	593	580	569	735
②確保の内容	623	607	593	580	569	
②-①	0	0	0	0	0	

(5) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん訪問)

生後4か月未満の乳児のいる家庭を保健師又は助産師、看護師が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育てに関する必要な相談支援や情報提供を行い、地域の中でこどもが健やかに育つよう支援します。

単位：件

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	2,659	2,609	2,561	2,517	2,477	2,856
②確保の内容	2,659	2,609	2,561	2,517	2,477	
②-①	0	0	0	0	0	

(6) 養育支援訪問事業その他要支援児童、要保護児童等の支援に資する事業

若年妊婦、未健診妊婦のほか、育児ストレス、産後に不安感や孤立感を抱えるなど、様々な理由で養育支援が必要な家庭を早期に発見し、養育に関する指導・助言等を行います。今後も継続して支援を行い、家庭での安定した児童の養育が可能となるように努めます。また、松山市要保護児童対策地域協議会では、学校や保育所、医療機関など様々な関係機関や団体と連携して、多様化、複雑化するこどもや家庭の問題に適切に対応します。

単位：人

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	参考 令和5年度実績
①量の見込み	3,550	3,580	3,620	3,650	3,690	3,450
②確保の内容	3,550	3,580	3,620	3,650	3,690	
②-①	0	0	0	0	0	

(7) 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。これにより、地域の子育て支援機能の充実、子育ての不安感の緩和等を図り、こどもの健やかな育ちを支援します。

単位：人日

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	参考 令和5年度実績
①量の見込み	120,572	128,972	140,306	148,413	156,321	一般型：24か所(86,341) 連携型：8か所(20,703) 合計：32か所(107,044)
②確保の内容	32か所 120,572	32か所 128,972	32か所 140,306	32か所 148,413	32か所 156,321	
②-①	0	0	0	0	0	

(8) 一時預かり事業

主に認定こども園や保育所等で、保護者の就労や、家庭で保育を受けることが一時的に困難になった乳幼児について、一時的に保育を行います。また、主に認定こども園や幼稚園で、教育時間終了後の在園児の預かり保育を行います。

【市内全体】

単位：人（延べ人数）

			1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
① 量の 見 込 み	在園児 対象型 (預かり 保育、 幼稚園型)	1号認定 による	109,929	101,338	91,843	84,879	78,254	在園児 対象型 304,153	在園児 対象型 341,150
		2号認定 による	207,797	191,557	173,612	160,447	147,928		
		計	317,726	292,895	265,455	245,326	226,182		
	在園児対象型以外の 利用 (一般型、余裕活用型)	54,932	54,114	54,510	53,504	52,562			
② 確 保 の 内 容	在園児対象型	317,726	292,895	265,455	245,326	226,182	在園児 対象型以外	在園児 対象型以外	
	在園児対象型以外	54,932	54,114	54,510	53,504	52,562			
② - ①	在園児対象型	0	0	0	0	0	48,204	57,415	
	在園児対象型以外	0	0	0	0	0			

【①中心部】

単位：人（延べ人数）

			1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
①量の 見込み	在園児 対象型 (預かり 保育、 幼稚園型)	1号認定 による	24,043	22,033	19,870	18,216	16,664	在園児 対象型	在園児 対象型
		2号認定 による	45,448	41,648	37,560	34,434	31,500		
		計	69,491	63,681	57,430	52,650	48,164		
	在園児対象型以外の 利用 (一般型、余裕活用型)		14,170	14,389	14,763	14,508	14,289	79,647	77,286
②確保の 内容	在園児対象型		69,491	63,681	57,430	52,650	48,164	在園児 対象型以外	在園児 対象型以外
	在園児対象型以外		14,170	14,389	14,763	14,508	14,289		
② - ①	在園児対象型		0	0	0	0	0	11,561	15,201
	在園児対象型以外		0	0	0	0	0		

【②北東部】

単位：人（延べ人数）

			1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
①量の 見込み	在園児 対象型 (預かり 保育、 幼稚園型)	1号認定 による	4,103	3,732	3,362	3,036	2,769	在園児 対象型	在園児 対象型
		2号認定 による	7,756	7,056	6,355	5,739	5,235		
		計	11,859	10,788	9,717	8,775	8,004		
	在園児対象型以外の 利用 (一般型、余裕活用型)		1,212	1,185	1,222	1,190	1,163	21,150	12,630
②確保の 内容	在園児対象型		11,859	10,788	9,717	8,775	8,004	在園児 対象型以外	在園児 対象型以外
	在園児対象型以外		1,212	1,185	1,222	1,190	1,163		
② - ①	在園児対象型		0	0	0	0	0	927	1,327
	在園児対象型以外		0	0	0	0	0		

【③東部】

単位：人（延べ人数）

			1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
①量の 見込み	在園児 対象型 (預かり 保育、 幼稚園型)	1号認定 による	12,907	11,004	9,056	7,372	5,775	在園児 対象型	在園児 対象型
		2号認定 による	24,399	20,800	17,120	13,935	10,916		
		計	37,306	31,804	26,176	21,307	16,691		
	在園児対象型以外の 利用 (一般型、余裕活用型)		6,829	6,451	6,456	6,372	6,277	52,532	40,125
②確保の 内容	在園児対象型		37,306	31,804	26,176	21,307	16,691	在園児 対象型以外	在園児 対象型以外
	在園児対象型以外		6,829	6,451	6,456	6,372	6,277		
② - ①	在園児対象型		0	0	0	0	0	6,715	6,819
	在園児対象型以外		0	0	0	0	0		

【④南部】

単位：人（延べ人数）

			1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
①量の 見込み	在園児 対象型 (預かり 保育、 幼稚園型)	1号認定 による	29,735	28,151	26,226	25,082	23,959	在園児 対象型	在園児 対象型
		2号認定 による	56,206	53,211	49,572	47,412	45,289		
		計	85,941	81,362	75,798	72,494	69,248		
	在園児対象型以外の 利用 (一般型、余裕活用型)		13,922	13,858	13,711	13,437	13,173	56,448	91,795
②確保の 内容	在園児対象型		85,941	81,362	75,798	72,494	69,248	在園児 対象型以外	在園児 対象型以外
	在園児対象型以外		13,922	13,858	13,711	13,437	13,173		
② - ①	在園児対象型		0	0	0	0	0	14,022	14,438
	在園児対象型以外		0	0	0	0	0		

【⑤西部】

単位：人（延べ人数）

			1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
① 量の 見込み	在園児 対象型 (預かり 保育、 幼稚園型)	1号認定 による	19,897	18,671	17,273	16,277	15,338	在園児 対象型	在園児 対象型
		2号認定 による	37,610	35,293	32,650	30,767	28,994		
		計	57,507	53,964	49,923	47,044	44,332		
	在園児対象型以外の 利用 (一般型、余裕活用型)		9,774	9,614	9,641	9,482	9,323	55,985	61,493
② 確保の 内容	在園児対象型		57,507	53,964	49,923	47,044	44,332	在園児 対象型以外	在園児 対象型以外
	在園児対象型以外		9,774	9,614	9,641	9,482	9,323		
② - ①	在園児対象型		0	0	0	0	0	8,785	10,132
	在園児対象型以外		0	0	0	0	0		

【⑥北西部】

単位：人（延べ人数）

			1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
① 量の 見込み	在園児 対象型 (預かり 保育、 幼稚園型)	1号認定 による	7,567	6,662	5,735	4,919	4,169	在園児 対象型	在園児 対象型
		2号認定 による	14,304	12,594	10,843	9,299	7,881		
		計	21,871	19,256	16,578	14,218	12,050		
	在園児対象型以外の 利用 (一般型、余裕活用型)		2,465	2,274	2,343	2,256	2,178	12,206	24,040
② 確保の 内容	在園児対象型		21,871	19,256	16,578	14,218	12,050	在園児 対象型以外	在園児 対象型以外
	在園児対象型以外		2,465	2,274	2,343	2,256	2,178		
② - ①	在園児対象型		0	0	0	0	0	3,003	2,647
	在園児対象型以外		0	0	0	0	0		

【⑦北部】

単位：人（延べ人数）

			1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
① 量の 見込み	在園児 対象型 (預かり 保育、 幼稚園型)	1号認定 による	8,407	7,902	7,346	6,967	6,588	在園児 対象型	在園児 対象型
		2号認定 による	15,892	14,937	13,887	13,171	12,455		
		計	24,299	22,839	21,233	20,138	19,043		
	在園児対象型以外の 利用 (一般型、余裕活用型)		4,841	4,622	4,655	4,584	4,512	18,582	26,489
② 確保の 内容	在園児対象型		24,299	22,839	21,233	20,138	19,043	在園児 対象型以外	在園児 対象型以外
	在園児対象型以外		4,841	4,622	4,655	4,584	4,512		
② - ①	在園児対象型		0	0	0	0	0	3,077	4,934
	在園児対象型以外		0	0	0	0	0		

【⑧北条】

単位：人（延べ人数）

			1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
① 量の 見込み	在園児 対象型 (預かり 保育、 幼稚園型)	1号認定 による	3,270	3,183	2,975	3,010	2,992	在園児 対象型	在園児 対象型
		2号認定 による	6,182	6,018	5,625	5,690	5,658		
		計	9,452	9,201	8,600	8,700	8,650		
	在園児対象型以外の 利用 (一般型、余裕活用型)		1,674	1,674	1,680	1,637	1,607	7,603	7,202
② 確保の 内容	在園児対象型		9,452	9,201	8,600	8,700	8,650	在園児 対象型以外	在園児 対象型以外
	在園児対象型以外		1,674	1,674	1,680	1,637	1,607		
② - ①	在園児対象型		0	0	0	0	0	1,242	1,885
	在園児対象型以外		0	0	0	0	0		

【⑨中島】

単位：人（延べ人数）

			1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績	(参考) 令和6年度見込
①量の 見込み	在園児 対象型 (預かり 保育、 幼稚園型)	1号認定 による	0	0	0	0	0	在園児 対象型	在園児 対象型
		2号認定 による	0	0	0	0	0		
		計	0	0	0	0	0		
	在園児対象型以外の 利用 (一般型、余裕活用型)		47	47	40	40	40	0	0
②確保の 内容	在園児対象型		0	0	0	0	0	在園児 対象型以外	在園児 対象型以外
	在園児対象型以外		47	47	40	40	40		
②- ①	在園児対象型		0	0	0	0	0	9	34
	在園児対象型以外		0	0	0	0	0		

(9) 病児・病後児保育事業

仕事等の理由で、保護者が病気中の子ども(小学6年生まで)を家庭で保育できない場合に、市が委託した施設で一時的に保育し、保護者の子育てと就労の両立を支援します。

単位：人日

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	5,710	5,710	5,710	5,710	5,710	4,182
②確保の内容	8,100	8,100	8,100	8,100	8,100	
②-①	2,390	2,390	2,390	2,390	2,390	

(10) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)

育児の「手助けをしてほしい人(依頼会員)」と「手助けのできる人(提供会員)」に会員登録していただき、会員間の相互援助活動の調整等を行います。周知活動により提供会員の確保に努め、利用料の助成により利用促進につなげます。また、安全な援助活動を行うための講習会や周知活動を通して、提供会員の知識や技能の向上につなげます。

単位：人日

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	2,208	2,134	2,074	2,010	1,947	2,365
②確保の内容	2,208	2,134	2,074	2,010	1,947	
②-①	0	0	0	0	0	

(11) 妊婦一般健康診査事業

妊婦一般健康診査(一部公費負担)を行い、妊婦及び胎児の健康の保持増進を図ります。母子健康手帳交付時に、保健師等が全妊婦と面談し、受診勧奨を行います。

単位：人日

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	2,829	2,776	2,725	2,678	2,635	2,922
②確保の内容	2,829	2,776	2,725	2,678	2,635	
②-①	0	0	0	0	0	

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

新制度の給付を受ける、認定こども園、幼稚園、保育所などを利用している生活保護世帯等のこどもに対し、教材費や行事費などの実費負担分を補助します。また、新制度の給付を受けない幼稚園(私学助成幼稚園)を利用する生活保護世帯等のこどもに対し、給食費の実費負担分を補助します。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

地域ニーズに即した保育等の事業を充実させるため、新たに新制度の給付を受ける新規参入事業者への巡回支援を行います。また、障がい児保育事業や私学助成での支援の対象とならない特別な支援が必要なこどもを受け入れている私立認定こども園に対し、職員の加配に必要な費用の一部を支援します。

(14) 子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭に訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施します。

単位：人日

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
①量の見込み	300	300	310	310	310
②確保の内容	300	300	310	310	310
②-①	0	0	0	0	0

(15) 親子関係形成支援事業

こどもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者とそのこどもに対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、こどもの心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施します。また、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなどにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

単位：人

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
①量の見込み	10	10	10	10	10
②確保の内容	10	10	10	10	10
②-①	0	0	0	0	0

※令和7年度からの実施を検討中

(16) 児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない子ども等に対して、こどもの居場所となる場を開設し、子どもとその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行います。また、子どもとその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行う等、こどもの必要に応じた支援を包括的に提供します。

単位：人

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)
①量の見込み	20	20	20	20	20
②確保の内容	20	20	20	20	20
②-①	0	0	0	0	0

※令和7年度からの実施を検討中

(17) 乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)

保育所等に入所していない満3歳未満の乳幼児を対象に、月一定時間まで、実施施設(保育所等)でこどもを預かり、また、利用するこどもの保護者を対象に、子育てに関する相談支援を行います。

※量の見込みと確保の内容については、事業実施までに設定し、中間年度(令和9年度)等の計画の見直しの際に記載します。

(18) 妊婦等包括相談支援事業

安心して出産や子育てができるよう、保健師等が妊産婦とその配偶者等に対して出産・育児の見通しを立てるためのアンケート・面談を実施します。利用できるサービスの情報提供や相談に応じるとともに、ニーズに応じて必要な支援につなげる伴走型の相談支援を行います。

単位：回

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	5,780	5,671	5,567	5,471	5,383	6,888
②確保の内容 (こども家庭センター)	5,780	5,671	5,567	5,471	5,383	
②-①	0	0	0	0	0	

(19) 産後ケア事業

分娩施設退院後から一定の期間、医療機関や助産院、対象者の居宅で助産師等が中心となり、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援します。

単位：人日

	1年目 (令和7年度)	2年目 (令和8年度)	3年目 (令和9年度)	4年目 (令和10年度)	5年目 (令和11年度)	(参考) 令和5年度実績
①量の見込み	358	352	345	339	334	397
②確保の内容	358	352	345	339	334	
②-①	0	0	0	0	0	

(3) 子ども・子育て支援の推進方策等

① 子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

1) 認定こども園の普及に係る基本的な考え方

認定こども園の普及については、私立施設からの移行を最大限尊重するとともに、公立施設の認定こども園への移行についても、地理的要因なども考慮した上で、私立施設及び事業の動向を見ながら必要に応じて検討を行います。

2) 認定こども園の目標設置数及び設置時期

本計画中の認定こども園の目標設置数とその時期については、以下のとおり設定します。ただし、新規数は、既存施設からの移行等を妨げる数ではなく、各年度の数を超えての設置も可能とします。

年度		1年目 令和7年度	2年目 令和8年度	3年目 令和9年度	4年目 令和10年度	5年目 令和11年度	参考 令和6年度
幼保連携型	既存数	22 施設	22 施設	23 施設	24 施設	25 施設	21 施設
	新規数	0 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設	1 施設
	計	22 施設	23 施設	24 施設	25 施設	26 施設	22 施設
幼保連携型以外	既存数	28 施設	28 施設	31 施設	33 施設	34 施設	27 施設
	新規数	0 施設	3 施設	2 施設	1 施設	1 施設	1 施設
	計	28 施設	31 施設	33 施設	34 施設	35 施設	28 施設
合計		50 施設	54 施設	57 施設	59 施設	61 施設	50 施設

3) 既存の幼稚園・保育所から認定こども園への移行を行う際の市計画で定める数

本計画中の幼稚園及び保育所から認定こども園への移行特例に係る需要量の上乗せ部分については、各施設への意向調査の結果を基に、以下のとおり設定します。

・1号:30人 ・2号:348人 ・3号:90人

4) 需給調整の考え方について

教育・保育施設(幼稚園を除く)及び地域型保育事業の認可申請があった際、各提供区域内での「量の見込み」と「確保方策」のみならず、実際の「利用申込者数」と利用定員に対する弾力的な受け入れを含めた「受入可能数」を勘案した上で、受入可能数が不足する場合は、適格性及び認可基準を満たす申請者であれば、認可するものとします。また、認可することにより、受入可能数が過多となる場合は、認可を行わないことができます。

ただし、既存の幼稚園及び保育所が認定こども園に移行する場合は、「量の見込み」に計画で定める数を加えたものの範囲内であれば移行できます。

5) 幼稚園教諭と保育士の合同研修に対する支援等に関する推進方策

教育・保育の質の向上を目指して、保育教諭、幼稚園教諭、保育士が合同で行う、幼児教育の研究や各種研修の場を設け、相互が意見交換できる機会を確保し、専門性の向上に努めます。

6) 質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の役割、提供の必要性に係る基本的考え方及び推進方策

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が自己肯定感を持ちながら、こどもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てやこどもの成長に喜びや生きがいを感じることができるような支援をしていくものであり、保護者が子育ての第一義的責任を有するという基本的認識を前提とします。その上で、「こどもの最善の利益」の実現のため、地域や社会が子育てに寄り添い、子育てに対する負担や不安・孤立感を軽減し、支えていけるよう、子育て支援施策を推進します。

7) 教育・保育施設及び地域型保育事業を行う者の相互連携並びに認定こども園、幼稚園及び保育所と小学校等との連携についての基本的考え方を踏まえたこれからの連携推進方策

就学前の教育・保育施設は、子ども・子育て支援で地域の中核的な役割を担い、地域型保育事業を行うもの及び地域子ども・子育て支援事業を行うもの等と連携し、必要に応じてこれらのものの保育の提供等に関する支援を行うことが求められます。そのため、各種研修会で幼稚園教諭同士の情報交換・連携や、地域保育所(認可外保育施設)の保育士も参加対象とするなどによる保育士同士の連携を強化します。加えて、地域型保育事業では、幼稚園、認定こども園及び認可保育所との連携施設設定が必要となるため、各設置主体がスムーズに連携施設設定ができるように支援を行います。小学校単位で設置している幼保小連絡会を充実させ、就学前の

教育・保育施設と小学校が、それぞれの発達段階での役割や責任を果たせるよう、意見や情報交換の場として、連携を強化します。

また、「幼保小中連携推進事業」では、研究指定校を指定して、就学前の教育・保育施設、小学校、中学校との円滑な接続に向けて、子ども同士の交流活動や職員の合同研修会を行い、子どもの発達や学びの連続性を踏まえた教育を推進します。さらに、就学前の教育・保育施設と小学校で5歳児から小学1年生の2年間のカリキュラムの協働作成に取り組む等、接続の円滑化を推進します。

② 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保の内容

子ども・子育て支援新制度に移行していない幼稚園を利用する方、幼稚園や認定こども園（幼稚園部分）の預かり保育を利用する方、地域保育所（認可外保育施設）等を利用する方の、子育てのための施設等利用給付について、公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ実施します。

③ 産後の休業及び育児休業後の特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

産前、産後休業及び育児休業期間中の保護者に対して、訪問事業や健診及び相談事業、並びに利用者支援事業（こども家庭センター）による情報提供や相談支援を実施します。

また、年度途中で育児休暇から復職する方が、保育所等への入園申し込みのため、育児休業期間を前倒しすることなく、希望する時期まで安心して育児休業を取得できるよう、保育所等の「入園予約制度」により支援します。さらに、当事者だけでなく、企業などにも、子ども・子育て支援に関する情報の周知・普及啓発を行い、復職しやすい環境づくりの支援を行うとともに、今後も保育ニーズに応じた保育定員の確保を行います。

④ 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する、県が行う施策との連携に関する事項

1) 児童虐待防止対策の充実

乳幼児期の各健診、乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、養育支援を必要とする家庭や虐待の早期発見、早期対応に努めます。

また、子どもを守る地域ネットワークである要保護児童対策地域協議会の機能を強化することにより、関係機関との連携強化を図ります。

特に、一時保護等の措置権限を有する児童相談所と密接に連携し、役割分担のもと、家庭へ

の継続した支援を行うことで虐待の防止に努めます。

2) ひとり親家庭の自立支援の推進

子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策等について、総合的な対策を実施するとともに、相談体制の充実や各種情報の提供を行います。

3) 障がい児施策の充実等

障がい児など配慮を要するこどもが日常生活をする上での支援のため、児童発達支援センター等の関係機関と連携・協力し、障がいの有無にかかわらず教育や保育を受けられるための教育・保育支援体制の整備等を図るなど、地域社会への参加及び包摂(インクルージョン)を推進するほか、関連施策を実施する中で、発達障がい等様々な障がいの早期発見、早期支援に努めます。

また、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児への支援については、地域での課題を整理するため、地域の関係機関と連携して支援ニーズなど実態把握に努めます。

⑤ 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

1) 仕事と生活の調和実現のための働き方の見直し等

男女が協力して、働きながら家庭を築くことの意義に関する教育や啓発について、各分野で連携を図るとともに、企業や各種団体に対し、従業員の仕事と子育てや家庭生活、地域生活が両立できる制度整備について、啓発や情報提供等を積極的に推進します。

2) 仕事と子育ての両立のための基盤整備

教育・保育及び児童クラブ運営事業(放課後児童健全育成事業)や、ファミリー・サポート・センター事業の充実等、多様な働き方に対応した子育て支援を展開するとともに、国や県及び関係機関と連携を図ります。

⑥ 地域子ども・子育て支援事業の関係機関相互の連携推進に関する事項

各子育て支援事業の実施者の連携・協力の推進を図るため、松山市子ども・子育て会議の中で協議を行うなど、関係機関が相互連携を図ることができる取組を推進します。

第5章 計画の推進

1. 市民及び関係団体等との連携等

(1) 市民や関係団体等との連携

こども・若者・子育て世帯を社会全体で支援していくためには、行政だけでなく、家庭や地域、教育・保育関係機関、企業などを含めて社会全体が連携することが必要です。本計画の推進に当たっては、教育、保育、地域子ども・子育て支援事業を行う事業者や学校及び各種関係団体、関係機関などとの連携を深め、情報の共有化を図りながら、事業の推進、調整を行います。あわせて、家庭や地域、教育・保育関係機関、企業、行政それぞれが、子育てやこどもの健全育成、若者の自立支援に対する責任や自ら果たすべき役割を認識し、互いに協力しながら、こども・若者・子育て支援に関わる様々な施策を計画的、総合的に推進します。

(2) 地域の人材の確保と連携

こどもの成長や若者の自立、子育てに関する多様なニーズに対応するため、こども・若者の支援、子育て、教育に関わる資格取得者だけでなく、ボランティアや子育て経験者、学生、高齢者など、地域の幅広い人材の確保、育成に努めます。

(3) 市民、企業等の参加、参画の推進

社会全体でこども・若者・子育て世帯を支援するためには、こどもや若者の意見を反映することに加え、市民や企業、関係団体の理解と協力が必要です。本計画について広報等により市民等の理解を深めるとともに、ボランティア活動の活性化の促進、市民参加型のサービスの拡充など、地域による取組を支援し、こども・若者にやさしく、子育てしやすい環境づくりに市民及び企業等の参加、参画を推進します。

2. 計画の進捗状況の管理・評価

本計画に基づく施策を推進するため、こども・若者・子育て当事者に対して、本計画の取組状況に対するアンケートを行い、ご意見や評価をいただくとともに、松山市子ども・子育て会議で、毎年度成果指標等について点検します。計画策定後には、PDCAサイクル(計画、実行、評価、改善)に基づき、計画の推進に努め、事業の進捗状況を管理・評価するに当たっては、こども・若者・子育て当事者の視点に立ち、個別事業の進捗状況に加え、計画全体の成果についても点検、評価し、施策の改善や見直し及び新たな事業や取組の検討につなげます。

また、本計画に包含される各種個別計画部分について、「松山市子ども・子育て支援事業計画」は松山市子ども・子育て会議、「松山市ひとり親家庭等自立促進計画」及び「松山市こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」は松山市社会福祉審議会児童福祉専門分科会、「松山市成育医療等に関する計画」は松山市成育医療等の提供に関する施策の推進懇話会にて毎年度取組の進捗状況の管理及び評価を行います。

